

平成 2 9 年川西町議会

第 3 回定例会会議録

開会 平成 2 9 年 9 月 1 2 日

閉会 平成 2 9 年 9 月 2 2 日

平成 2 9 年川西町議会
第 3 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 9 年 9 月 1 2 日

平成29年川西町議会第3回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成29年9月12日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成29年9月12日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉 福祉部長 奥 隆至 教育次長 栗原 進 会計管理者 福本誠治 水道部長 福本哲也 総務課長 石田知孝	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 福西広理 議員	4番 伊藤彰夫 議員

川西町議会第3回定例会（議事日程）

平成29年9月12日（火）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告 議会報告
	報告第7号	専決処分の報告について
	報告第8号	放棄した債権の報告について
	報告第9号	健全化判断比率の報告について
	報告第10号	川西町資金不足比率の報告について
	報告第11号	川西町土地開発公社の経営状況等の報告について
	報告第12号	定期監査報告について
第4	認定第1号	平成28年度川西町一般会計・特別会計決算について
第5	認定第2号	平成28年度川西町水道事業会計決算について
第6	議案第36号	平成29年度川西町一般会計補正予算について
第7	議案第37号	平成29年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第8	議案第38号	平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第9	議案第39号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第10	議案第40号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第11	議案第41号	川西町体育施設条例の一部改正について
第12	議案第42号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第 13	議案第 43 号	川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について
第 14	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 15	同意第 4 号	副町長の選任について
第 16	同意第 5 号	川西町教育委員会委員の任命について
第 17	同意第 6 号	川西町教育委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議長（森本修司君） 皆さん、おはようございます。

これより平成29年川西町議会第3回定例会を開会いたします。

初めに、こういう天候でありまして、途中で中断する場合もあるかも知れませんので、御了承のほど、よろしく願いしておきます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成り立ちましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町議長（竹村匡正君） 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、平成29年川西町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位は、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

まず初めに、この場をおかりいたしまして、一言御礼を申し上げたいと存じます。

御存じのとおり、7月の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様の温かい御支援をいただきまして、結果、無投票という形ではございましたが、引き続き川西町長として町政運営の重責を担わせていただくことになりました。心より御礼を申し上げます。

省みますと、これまでの4年間、町民の皆様の御理解と御協力、そして町役場職員の大いなる努力と、そして町議会の皆様方の御支援、御指導により、4つの活力プラン、「人、企業にとって魅力あるまちづくり」「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」「住民参加で開かれたまちづくり」のもと、多くの事業に取り組み、川西町の発展に寄与することができました。中でも子育て支援の分野では、一定の成果を上げることができたと自負しておるところでございます。

しかしながら、大きな事業でございます唐院工業団地の拡張整備、近鉄結崎駅周辺整備は、ともに県と協定を締結し、県の協力を仰ぐことまではこぎ着けることができましたが、いまだ道半ばの状態でございます。2期目においては、川西町のさらなる発展のため、全力で実現に向け取り組んでまいり所存でございます。

そして、2期目の初年度となる平成29年度は、第3次総合計画のスタートの年でもございます。総合計画の将来像である「安心 すくすく 豊かな心を育む“かわにし”」を目指し、引き続き川西町の発展のため、初心を忘れることなく誠心誠意で取り組んでまいりますので、改めまして、住民の皆様並びに議員各位の御支援、御協力を心からお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案いたしておりますのは、専決処分を初めとした各種報告、平成28年度決算認定、平成29年度補正予算並びに条例の一部改正議案、人事同意案など多数ございます。

何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、議会開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 福西広理君及び4番 伊藤彰夫君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より22日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より22日までの11日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

報告第7号、専決処分の報告について、報告第8号、放棄した債権の報告についてを一括にて報告いただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括して報告願います。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 初めに、報告事項につきまして説明させていただきます。

まず、報告第7号、専決処分の報告についてでございます。

これは、役場駐車場内において、公用車からの降車時にドアをあけた際、隣接車両にドアが接触して損傷を与えたことに伴い、損害賠償金の支払いが生じたことについて、町長の専決処分事項に関する条例に基づき専決処分させていただきましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告を行うものでございます。

次に、報告第8号、放棄した債権の報告についてでございます。

これは、水道料金について、債務者の破産による免責許可が決定したことから、4件、48万5,040円を川西町債権管理条例第11条第1項に基づき債権放棄を行いましたので、同条第2項の規定に基づき議会へ報告を行うものでございます。

私からの報告事項は以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長の説明が終わりました。

報告第7号、専決処分について、地方自治法第180条第2項、また報告第8号、放棄した債権の報告については、川西町債権管理条例第11条第2項の規定により、いずれも町長から説明があり、本件は報告事項でありますので、御了承願います。

続きまして、報告第9号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第10号、平成28年度決算に基づく川西町資金不足比率の報告につい

て、報告第11号、川西町土地開発公社の経営状況等の報告についてをお手元に配付いたしておりますので、御清覧おきお願い申し上げます。

次に、報告第12号、平成29年6月から平成29年8月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成29年6月から平成29年8月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

寺澤監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定によりまして、平成29年度川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきましては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（森本修司君） 以上で諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、認定第1号、平成28年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、日程第17、同意第6号、川西町教育委員会委員の任命についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

日程第4、認定第1号、平成28年度川西町一般会計・特別会計決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

まず、認定第1号、平成28年度川西町一般会計・特別会計決算についてでございます。平成28年度川西町歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

平成28年度一般会計決算につきましては、歳入決算額40億6,889万2,087円、歳出決算額38億2,126万1,017円、歳入歳出差し引き残額2億4,763万1,070円となっており、これを翌年度へ繰り越させていただきたいと思っております。

2ページに移っていただきまして、この繰越額2億4,763万1,070円から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額4,302万1,000円を差し

引きいたしまして、実質収支額は2億461万70円となるものでございます。

その他の特別会計を含めまして、詳細につきましては会計管理者から説明いたします。

議長（森本修司君） 会計管理者。

会計管理者（福本誠治君） それでは、引き続きまして、一般会計の歳入についてより説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第1款町税、予算現額10億9,216万9,000円に対しまして、収入済額は11億2,687万1,802円であります。

第2款地方譲与税、予算現額2,520万円に対しまして、収入済額は2,546万4,000円であります。

第3款利子割交付金、予算現額170万円に対しまして、収入済額は174万6,000円であります。

第4款配当割交付金、予算現額670万円に対しまして、収入済額は672万4,000円であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金、予算現額340万円に対しまして、収入済額は349万3,000円であります。

ページをめくっていただきまして、第6款地方消費税交付金、予算現額1億1,700万円に対しまして、収入済額は1億2,764万6,000円であります。

第7款自動車取得税交付金、予算現額300万円に対しまして、収入済額は621万5,000円であります。

第8款地方特例交付金、予算現額462万8,000円に対しまして、収入済額は644万7,000円であります。

第9款地方交付税、予算現額13億2,723万7,000円に対しまして、収入済額は13億9,738万9,000円あります。

第10款交通安全対策特別交付金、予算現額、収入済額ともに同額の75万円あります。

第11款分担金及び負担金、予算現額3,791万5,000円に対しまして、収入済額は3,727万6,862円あります。

第12款使用料及び手数料、予算現額7,005万3,000円に対しまして、収入済額は7,176万1,815円あります。

5ページに移っていただきまして、第13款国庫支出金、予算現額4億3,771万円に対しまして、収入済額は3億7,389万6,254円で、なお、収入未済額4,715万6,000円は、翌年度への繰り越し事業分であります。

第14款県支出金、予算現額3億5,837万5,000円に対しまして、収入済額は3億5,457万58円あります。

第15款財産収入、予算現額1,181万8,000円に対しまして、収入済額は1,151万9,291円あります。

第16款寄附金、予算現額1,056万7,000円に対しまして、収入済額は1,050万7,000円であります。

第17款繰入金、予算現額、収入済額ともに同額の4,844万円であります。

ページをめくっていただきまして、第18款繰越金、予算現額1億9,962万5,000円に対しまして、収入済額は1億9,962万5,056円であります。

第19款諸収入、予算現額1,984万9,000円に対しまして、収入済額は1,950万5,949円であります。

第20款町債、予算現額2億5,404万4,000円に対しまして、収入済額は2億3,904万4,000円であります。

以上、歳入合計は、予算現額40億3,018万円に対しまして、調定額41億5,834万8,667円、収入済額40億6,889万2,087円で、不納欠損額は83万5,967円、収入未済額は8,862万613円であります。

次に、歳出の各款について御説明いたします。7ページをお願いします。

第1款議会費、予算現額8,726万3,000円に対しまして、支出済額は8,357万5,888円であります。

第2款総務費、予算現額7億3,054万3,000円に対しまして、支出済額は6億9,072万2,241円で、翌年度繰越額は66万7,000円あります。

第3款民生費、予算現額13億383万6,000円に対しまして、支出済額は12億4,556万785円で、翌年度繰越額は3,333万4,000円あります。

第4款衛生費、予算現額2億7,374万9,000円に対しまして、支出済額は2億6,750万4,638円あります。

ページをめくっていただきまして、第5款農商工業費、予算現額3,784万円に対しまして、支出済額は3,636万1,003円あります。

第6款土木費、予算現額4億8,751万6,000円に対しまして、支出済額は4億2,007万5,971円で、翌年度繰越額は6,394万円あります。

第7款消防費、予算現額2億1,516万5,000円に対しまして、支出済額は2億754万7,309円あります。

第8款教育費、予算現額4億7,007万8,000円に対しまして、支出済額は4億4,787万8,999円で、翌年度繰越額は723万6,000円あります。

9ページに移っていただきまして、第9款公債費、予算現額4億140万7,000円に対しまして、支出済額は4億85万2,786円あります。

第10款諸支出金は、予算現額2,118万3,000円に対しまして、支出済額は2,118万1,397円あります。

第11款予備費、予算現額160万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計額は、予算現額40億3,018万円に対しまして、支出済額は38億2,126万1,017円あります。歳入歳出差し引き残額2億4,763万1,070円を平成29年度へ繰り越しました。

次に、財産に関する調書について説明いたします。113ページをお願いします。

1. 公有財産、(1)土地及び建物につきましては、増減はございません。

ページをめくっていただきまして、(2)有価証券につきましては、増減はございません。

(3)出資による権利につきましても、増減はございません。

2. 物品につきましては、パソコンの取得により51台の増、軽自動車の廃車により1台の減となりました。

ページをめくっていただきまして、3. 基金につきましては、取り崩しを地域福祉基金で3,332万7,000円、国保財政調整基金で2,020万円、自治振興基金で1,046万円、環境整備基金で465万3,000円行いました。積み立てにつきましては、川西町ふるさと応援基金に196万7,000円、川西町まちづくり基金に8,969万4,000円を積み立てました。また、各基金の利息分1,168万1,895円の積み立てがございました。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算について説明いたします。

118ページの実質収支に関する調書をお開きください。

国保会計の歳入総額は11億7,715万4,884円、歳出総額は11億7,701万7,861円で、歳入歳出差し引き額17万7,023円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。119ページをお願いします。

第1款国民健康保険税、予算現額1億9,274万円に対しまして、収入済額は1億9,162万7,615円であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額4万円に対しまして、収入済額は5万9,250円であります。

第3款国庫支出金、予算現額2億4,466万7,000円に対しまして、収入済額は2億4,489万7,550円であります。

第4款療養給付費等交付金、予算現額2,494万3,000円に対しまして、収入済額は2,482万5,000円であります。

第5款前期高齢者交付金、予算現額2億8,796万2,000円に対しまして、収入済額は2億8,825万5,283円であります。

第6款県支出金、予算現額7,679万6,000円に対しまして、収入済額は7,573万5,805円であります。

ページをめくっていただきまして、第7款共同事業交付金、予算現額2億3,768万2,000円に対しまして、収入済額は2億3,615万4,025円であります。

第8款財産収入、予算現額17万3,000円に対しまして、収入済額は17万3,439円あります。

第9款繰入金、予算現額1億2,394万5,000円に対しまして、収入済額は

9,971万2,576円であります。

第10款諸収入、予算現額33万円に対しまして、収入済額は183万2,620円であります。

第11款繰越金、予算現額1,388万1,000円に対しまして、収入済額は1,388万1,721円であります。

以上、歳入合計は、予算現額12億315万9,000円に対しまして、調定額12億1,910万2,788円、収入済額11億7,715万4,884円で、不納欠損額79万600円、収入未済額は4,115万7,304円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。121ページをお願いします。

第1款総務費、予算現額1,314万1,000円に対しまして、支出済額は1,248万5,953円であります。

第2款保険給付費、予算現額6億9,252万7,000円に対しまして、支出済額は6億8,923万5,491円であります。

第3款後期高齢者支援金等、予算現額1億2,835万1,000円に対しまして、支出済額は1億2,790万6,693円であります。

第4款前期高齢者納付金等、予算現額9万4,000円に対しまして、支出済額は9万3,172円であります。

ページをめくっていただきまして、第5款老人保健拠出金、予算現額5万5,000円に対しまして、支出済額は3,752円であります。

第6款介護納付金、予算現額4,630万2,000円に対しまして、支出済額は4,595万7,736円であります。

第7款共同事業拠出金、予算現額2億6,868万9,000円に対しまして、支出済額は2億6,831万4,338円であります。

第8款保健事業費、予算現額1,432万2,000円に対しまして、支出済額は1,355万512円であります。

第9款基金積立金、予算現額17万4,000円に対しまして、支出済額は17万3,439円あります。

第10款諸支出金は、予算現額1,976万9,000円に対しまして、支出済額は1,929万6,775円あります。

第11款予備費、予算現額1,973万5,000円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額12億315万9,000円に対しまして、支出済額は11億7,701万7,861円あります。歳入歳出差し引き残額13万7,023円を平成29年度へ繰り越しました。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算について説明いたします。

150ページの実質収支に関する調書をお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億2,084万5,394円、歳出総額は

1億2,061万638円で、歳入歳出差し引き額23万4,756円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。151ページをお願いします。

第1款後期高齢者医療保険料、予算現額8,634万2,000円に対しまして、収入済額は8,588万5,756円であります。

第2款使用料及び手数料、予算現額1万6,000円に対しまして、収入済額は6,500円であります。

第3款繰入金、予算現額3,350万円に対しまして、収入済額は3,230万6,537円であります。

第4款の繰越金は、予算現額38万6,000円に対しまして、収入済額は38万5,200円であります。

第5款諸収入、予算現額201万8,000円に対しまして、収入済額は226万1,401円であります。

以上、歳入合計は、予算現額1億2,226万2,000円に対しまして、調定額1億2,116万4,538円、収入済額1億2,084万5,394円で、収入未済額は31万9,144円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。152ページをお願いします。

第1款総務費、予算現額669万1,000円に対しまして、支出済額は608万22円あります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億1,309万6,000円に対しまして、支出済額は1億1,255万6,744円あります。

第3款保健事業費、予算現額187万4,000円に対しまして、支出済額は186万9,611円あります。

第4款諸支出金、予算現額17万4,000円に対しまして、支出済額は10万4,261円あります。

第5款予備費、予算現額42万7,000円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1億2,226万2,000円に対しまして、支出済額は1億2,061万638円、歳入歳出差し引き残額23万4,756円を平成29年度へ繰り越しました。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、介護保険事業勘定特別会計の決算について説明いたします。

162ページの実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額は7億5,474万2,676円、歳出総額は7億3,960万4,114円で、歳入歳出差し引き額は1,513万8,562円になります。翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費繰越額が184万5,000円のため、実質収支額は1,329万3,562円あります。なお、うち1,085万7,585円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき基金に繰り入れさせていただきました。

次に、歳入の各款についての説明いたします。163ページをお願いします。

第1款保険料、予算現額1億6,405万4,000円に対しまして、収入済額は1億6,400万1,150円であります。

第2款分担金及び負担金、予算現額1,000円に対しまして、収入はございませんでした。

第3款使用料及び手数料、予算現額1万円に対しまして、収入済額は1万6,950円であります。

第4款国庫支出金、予算現額1億5,950万9,000円に対しまして、収入済額は1億5,488万6,669円であります。

第5款支払基金交付金、予算現額1億9,012万1,000円に対しまして、収入済額は1億9,190万7,379円であります。

第6款県支出金、予算現額1億608万4,000円に対しまして、収入済額は1億466万9,404円であります。

ページをめくっていただきまして、第7款財産収入、予算現額10万3,000円に対しまして、収入済額は10万3,765円であります。

第8款繰入金、予算現額1億5,447万4,000円に対しまして、収入済額は1億3,727万3,450円であります。

第9款繰越金、予算現額108万円に対しまして、収入済額は108万905円あります。

第10款諸収入、予算現額52万円に対しまして、収入済額は80万3,004円あります。

以上、歳入合計は、予算現額7億7,595万6,000円に対しまして、調定額7億5,525万5,976円、収入済額7億5,474万2,676円で、不能欠損額0円、収入未済額は51万3,300円あります。

次に、歳出の各款について説明いたします。165ページをお願いします。

第1款総務費、予算現額4,372万4,000円に対しまして、支出済額は3,726万8,983円で、翌年度繰越額は206万5,000円あります。

第2款保険給付費、予算現額6億7,037万4,000円に対しまして、支出済額は6億6,621万3,994円あります。

第3款地域支援事業費、予算現額3,668万3,000円に対しまして、支出済額は3,555万9,722円あります。

ページにめくっていただきまして、第4款基金積立金、予算現額2,458万5,000円に対しまして、支出済額は10万3,765円あります。

第5款諸支出金、予算現額59万円に対しまして、支出済額は45万7,650円あります。

第6款予備費、予算現額、支出済額ともにございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額7億7,595万6,000円に対しまして、支出済額は7億3,960万4,114円あります。歳入歳出差し引き残額1,513万

8,562円のうち、基金に積み立てた残額428万977円を平成29年度へ繰り越しました。

以上で介護保険事業勘定特別会計の説明を終わります。

続きまして、介護保険介護サービス事業勘定特別会計の決算について説明いたします。

191ページの実質収支に関する調書をお開きください。

介護保険介護サービス事業勘定特別会計の歳入総額は1,287万7,177円、歳出総額は1,242万2,328円で、歳入歳出差し引き額45万4,849円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。192ページをお願いします。

第1款サービス収入、予算現額12万2,000円に対しまして、収入済額は11万4,899円であります。

第2款繰入金、予算現額33万円に対しまして、収入済額は33万184円あります。

第3款諸収入、予算現額1,393万7,000円に対しまして、収入済額1,243万2,094円あります。

以上、歳入合計は、予算現額1,438万9,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額の1,287万7,177円で、収入未済額はございません。

次に、歳出の各款について説明いたします。ページをめくっていただきまして、193ページをお願いします。

第1款総務費、予算現額1,428万9,000円に対しまして、支出済額は1,242万2,328円あります。

第2款予備費、予算現額10万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1,438万9,000円に対しまして、支出済額は1,242万2,328円あります。歳入歳出差し引き残額45万4,849円を平成29年度へ繰り越しました。

以上で介護保険介護サービス事業勘定特別会計の説明を終わります。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算について説明いたします。

201ページの実質収支に関する調書をお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入総額は1,123万1,681円、歳出総額は2,362万7,944円あります。歳入歳出差し引き額で歳入不足額1,239万6,263円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。次の202ページをお願いします。

第1款繰入金、予算現額、収入済額ともに同額の125万6,000円あります。

第2款の繰越金は、予算現額、収入済額ともにございませんでした。

第3款諸収入、予算現額2,238万8,000円に対しまして、収入済額は997万5,681円あります。

以上、歳入合計は、予算現額 2,364 万 4,000 円に対しまして、調定額 1 億 1,194 万 9,094 円、収入済額 1,123 万 1,681 円で、収入未済額は 1 億 71 万 7,413 円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。ページをめくっていただきまして、203 ページをお願いします。

第 1 款土木費、予算現額、支出済額ともに同額の 125 万 6,000 円でありませす。

第 2 款公債費、予算現額 689 万 3,000 円に対しまして、支出済額は 687 万 7,274 円であります。

第 3 款前年度繰上充用金、予算現額 1,549 万 5,000 円に対しまして、支出済額は 1,549 万 4,670 円であります。

以上、歳出合計は、予算現額 2,364 万 4,000 円に対しまして、支出済額は 2,362 万 7,944 円であります。歳入歳出差し引き歳入不足額 1,239 万 6,263 円は、地方自治法施行令の規定に基づき、翌年度歳入金の繰り上げ充用により全額補填いたしております。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、公共下水道事業特別会計の決算について説明いたします。

208 ページの実質収支に関する調書をお開きください。

公共下水道事業特別会計の歳入総額は 2 億 2,218 万 2,880 円、歳出総額は 3 億 772 万 3,509 円で、歳入歳出差し引き額はマイナス 8,554 万 629 円、翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費繰越額が 10 万円のため、実質収支額はマイナス 8,564 万 629 円であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。209 ページをお願いいたします。

第 1 款使用料及び手数料、予算現額 1 億 530 万 1,000 円に対しまして、収入済額は 7,902 万 1,880 円であります。

第 2 款国庫支出金、予算現額 1,542 万 2,000 円に対しまして、収入済額は 0 円であります。

第 3 款繰入金、予算現額、収入済額ともに同額の 1 億 4,299 万 3,000 円であります。

第 4 款諸収入、予算現額 16 万 2,000 円に対しまして、収入済額は 16 万 8,000 円であります。

第 5 款町債、予算現額 6,940 万円に対しまして、収入済額は 0 円であります。

以上、歳入合計は、予算現額 3 億 3,327 万 8,000 円に対しまして、調定額 3 億 3,199 万 6,130 円、収入済額は 2 億 2,218 万 2,880 円で、不能欠損額 3 万 9,100 円、収入未済額は 1 億 977 万 4,150 円で、うち国庫支出金の 1,500 万円と町債の 6,550 万円の収入未済額は、企業会計への移行により、3 月 31 日で打ち切り決算を行ったことによるものであります。

次に、歳出の各款について説明をいたします。210 ページをお願いします。

第1款公共下水道事業費、予算現額1億5,853万2,000円に対しまして、支出済額は1億3,334万9,795円で、翌年度繰越額は150万円であります。

第2款公債費、予算現額1億7,444万6,000円に対しまして、支出済額は1億7,437万3,714円であります。

第3款の予備費は、予算現額30万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額3億3,327万8,000円に対しまして、支出済額は3億772万3,509円であります。歳入歳出差し引き歳入不足額は8,554万629円となり、この額は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による企業会計へ引き継ぎました。

以上、簡単ではございますが、平成28年度川西町一般会計並びに特別会計の決算について説明申し上げましたが、細部につきましては、各会計の事項別明細書によりまして御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げまして、御説明を終わらせていただきます。

議 長（森本修司君） 説明が終わりましたので、この決算書案につきまして過日、会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成28年度川西町一般会計及び特別会計の決算監査の結果を御報告申し上げます。

去る7月26日に、寺澤監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、会計管理者に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（森本修司君） お諮りいたします。

日程第4、認定第1号、平成28年度川西町一般会計・特別会計決算について、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、厚生、総務建設経済の各常任委員会に付託します。

日程第5、認定第2号、平成28年度川西町水道事業会計決算についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 次に、認定第2号、平成28年度川西町水道事業会計決算についてでございます。水道部長から御説明いたします。

議 長（森本修司君） 水道部長。

水道部長（福本哲也君） 日程第5、認定第2号、平成28年度川西町水道事業会計決

算についてでございます。

まず、業務の決算概要について申し上げます。水道事業会計決算書の3ページをお願いします。

3.業務(1)業務量を御覧ください。

給水人口は8,704人となり、前年度より17人の減となりました。

年間総配水量は95万8,792立米で、前年度より4万1,387立米の減となりました。

また、有収率につきましては93.32%で、前年度より1.83ポイントの増となっております。今後も積極的に漏水防止対策を行い、なお一層有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に財務の決算状況について申し上げます。11ページをお願いします。

まず、営業面の会計であります収益的収入及び支出の収支の状況でございます。

収入といたしましては、第1款水道事業収益の予算額2億3,911円に対し、決算額は2億3,754万円の収入でございます。

次に支出といたしましては、第1款水道事業費用の予算額合計2億621万円に対しまして、決算額は1億9,640万円の支出となり、税抜きでの損益は3,889万円の純利益となりました。

浄水場の施設につきましては、29年6月から県水転換し、休止しておりますが、県水転換による受水費の増加が見込まれるため、引き続き経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に12ページをお願いします。

主に建設改良費及び企業債に関する会計であります資本的収入及び支出会計の決算概況についてでございますが、収入は335万円、支出については、第1款資本的支出の予算額合計6,618万円に対し、決算額は6,363万円となっております。したがって、収入額は支出済額に対しまして6,028万円が不足いたしましたので、その補填財源として、過年度分損益勘定留保金5,808万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額220万円となっております。

以上、平成28年度川西町水道事業会計決算の概況を説明いたしました。

慎重審議の上、適切なる御決定をいただきますよう申し上げ、説明を終わります。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、この決算書案につきまして過日、会計監査が行われましたので、木村監査委員の報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成28年度川西町水道事業会計の決算監査の結果を御報告申し上げます。

去る7月26日に、寺澤監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容につきまして厳正なる審査を実施いたしました結果、予算執行状況並びに現金の出納・保管、資金の運用などにつきましては、地

方公営企業法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、報告申し上げます。

議 長（森本修司君）

お諮りいたします。

日程第5、認定第2号、平成28年度川西町水道事業会計決算についてを総務建設経済委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、本案件は、総務建設経済委員会に付託します。

次に、日程第6、議案第36号、平成29年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第13、議案第43号、川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの8議案を一括上程したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 次に、議案第36号、平成29年度川西町一般会計補正予算について説明いたします。

歳出の部でございます。11ページをお開き願います。

款2.総務費 項1.総務管理費 目1.一般管理費におきまして、職員の業務負担軽減を図り、総務課業務全般を円滑に遂行するため、引き続きアルバイト職員を雇用するための経費84万7,000円の追加、目3.財産管理費におきまして、県営水道への切りかえによる上水道施設の廃止に伴い、来年度、上下水道課の役場本庁舎内への移転等を見据えた本庁舎改修の設計委託及び工事に要する経費1,908万1,000円の追加、目4.企画費におきまして、総合政策課業務担当者の退職に伴い欠員が生じ、職員の業務負担の軽減を図るためアルバイト職員を雇用するための経費104万3,000円の追加、目10.基金費におきまして、介護保険介護サービス事業勘定特別会計の廃止に伴う同特別会計の余剰金を地域福祉基金へ積み立てるため、積立金45万5,000円の追加、目12.地方創生推進交付金事業費におきまして、川西町への移住・定住促進を行うため、町外からの通勤者を対象とした町の魅力発信及び魅力体験事業、町ホームページ内のPRサイト「いい町、ちかい町」における住民インタビューの追加掲載、ポスター等の作成及び各種メディアへの露出など、町内外に広く魅力を発信する事業、食育・木育をテーマにした川西スマイルフェスタへの開催支援など、合計390万8,000円の追加、項3.戸籍住民基本台帳費におきまして、国の方針であるマイナンバーカード等への旧姓併記を可能とするためのシステム改修委託料497万4,000円の追加をお願いするものでございます。

12ページをお開き願います。

款3.民生費 項1.社会福祉費 目1.社会福祉総務費におきまして、障害者総合支援法及び児童福祉法改正等に伴う障害福祉システムの改修委託料及び介護保険制度改正に伴うシステム改修費に係る一般会計から介護保険事業勘定特別会計への繰出金合計372万5,000円の追加、目3.老人福祉費におきまして、職員の業務負担軽減のためのアルバイト経費104万3,000円の追加、目6.ぬくもりの郷管理費におきまして、業務に支障を来している雑木の伐採、消防法の改正により社会福祉施設で自動火災通報装置と火災通報装置の連動を義務づけられたことによる火災通報装置の改修費、老朽化による備品買い替えに備えた備品購入費、合計39万6,000円の追加、目9.臨時福祉給付金給付事業費におきまして、事業実績による臨時福祉給付金の事務経費に係る国庫への返還金102万8,000円の追加、項2.児童福祉費 目1.児童福祉総務費におきまして、申請者が当初見込みより増加したことによる未熟児養育医療給付費69万6,000円の増額をお願いするものでございます。

13ページに移りまして、款6.土木費 項3.都市計画費 目1.都市計画総務費におきまして、駅周辺整備事業にかかわる国補助金の減少に伴う財源の変更、目3.都市公園費におきまして、公園の遊具施設整備事業において、早期に事業を完成させるため、来年度に遊具等の補修を予定していた公園の一部を前倒しで実施するための工事費749万円の増額をお願いするものでございます。

款7.消防費 項1.消防費 目2.非常備消防費におきまして、平成29年3月31日付で退職された消防団員2名の退職報奨金98万1,000円の増額をお願いするものでございます。

款8.教育費 項1.教育総務費におきまして、幼小接続事業として県より委託金が交付されることとなったため、幼稚園と小学校の円滑な移行を図るための体制づくりやカリキュラムの研究に要する経費18万1,000円の追加、項4.中学校費におきまして、式下中学校敷地に係る未登記の土地について、所有権移転の仮同意が得られたことによる相続及び所有権移転登記の委託料94万2,000円の追加をお願いするものです。

14ページをお開き願います。項6.社会教育費 目2.文化会館費におきまして、8月5日に開催されました川西夏フェスタにおいて豪雨と突風により破損したテントの修繕費19万4,000円の追加、目4.地域家庭教育力活性化推進費におきましては、家庭教育支援事業として奈良県の補助が受けられることとなったため、いろいろな世代の人たちとつながれる機会や場をつくるリーダーを養成する講座の開催に必要な経費31万円の追加をお願いするものです。

次に、歳入の部でございまして、8ページをお開きください。

款11.分担金及び負担金 項1.負担金におきましては、未熟児養育医療費に係る自己負担金として7万1,000円の増額をお願いするものでございます。

款13.国庫支出金 項1.国庫負担金におきましては、障害福祉システムの改修

及び未熟児養育医療費に係る国庫負担金合計102万4,000円の増額、項2.国庫補助金におきましては、マイナンバーシステムの改修及び地方創生推進交付金事業に係る国補助金の増額、駅周辺整備事業に係る国補助金の減額、差し引き508万円の減額をお願いするものでございます。

9ページをお願いします。款14.県支出金 項1.県負担金におきまして、未熟児養育医療費に係る県負担金として15万6,000円の増額、項2.県補助金におきましては、家庭教育支援事業が採択されたことによる20万円の追加、項3.委託金におきましては、幼小接続事業が採択されたことによる18万1,000円の追加をお願いするものでございます。

款17.繰入金 項1.基金繰入金におきましては、次に申します繰越金の額が増額したことに伴い、財源調整のため減債基金及び地域づくり振興基金につきまして1億1,000万円の減額をお願いするものでございます。

款18.繰越金 項1.繰越金におきましては、前年度繰越金の確定により、1億6,211万6,000円の増額をお願いするものでございます。

款19.諸収入 項3.雑入におきましては、川西夏フェスタで破損したテントの修繕費のうち、町と折半した夏まつり実行委員会の負担金、消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員退職報奨金、介護保険介護サービス事業勘定特別会計の廃止に伴う同特別会計の余剰金収入、緑の募金事業交付金、合計158万3,000円の増額をお願いするものでございます。

款20.町債 項1.町債につきましては、駅周辺整備事業に係る国補助金の減額に伴う地域活性化事業債の増額及び普通交付税算定に伴う臨時財政対策債の発行可能額の確定による減額、差し引き295万7,000円の減額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ4,729万4,000円の増額補正をお願いするもので、これにより平成29年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億2,772万5,000円となります。

次に、議案第37号、平成29年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

4ページをお開きください。下段の歳出の部でございます。

款10.諸支出金におきまして、前年度の一般被保険者療養給付費の確定に伴う国への返還金として、795万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、上段の歳入の部でございます。

款4.療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者に係る過年度交付金の精算分として、社会保険支払基金からの追加交付1,465万6,000円の増額をお願いするものでございます。

款9.繰入金につきましては、財源調整のため、670万4,000円の減額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ795万2,000円の増額補正をお願いするも

ので、これにより、平成29年度川西町国民健康保険特別会計予算の総額は、12億1,894万1,000円となります。

次に、議案第38号、平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。5ページをお開きください。

款1.総務費につきましては、介護保険制度の改正に伴うシステム改修費229万9,000円の増額をお願いするものでございます。

款5.諸支出金につきましては、前年度の給付費実績に伴い生じた国庫、県、社会保険支払基金に対する償還金及び前年度までにおいて第1号被保険者の移動によって生じた当該被保険者への保険料の還付金、合計221万4,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。4ページにお戻りください。

款1.保険料につきましては、現年度分の特別徴収保険料が当初より増える見込みにより、普通徴収保険料と組みかえ調整を行うもので、実質の増減はございません。

款8.繰入金につきましては、介護保険制度改正に対応するためのシステム改修に係る一般会計からの繰入金229万9,000円の増額をお願いするものでございます。

款9.繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことにより、221万4,000円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ451万3,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計の総額は、9億4,757万5,000円となります。

以上が平成29年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例改正について御説明いたします。

議案第39号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、児童福祉法の改正による養子縁組里親の法定化と里親に関する定義規定の再編に伴い、条文の整備を行うための改正でございます。

続きまして、議案第40号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

2枚目の「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、先ほどの議案第39号と同様、児童福祉法の改正による養子縁組里親の法定化と里親に関する定義規定の再編に伴い、条文の整備を行うための改正でございます。

また、職員の育児休業等に関して人事院規則が改正され、育児休業等に係る子が保育所等の待機児童となった場合における措置が設けられたため、当該規則改正に

準じた条例改正もあわせて行っております。

続きまして、議案第41号、川西町体育施設条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、川西町以外の住民が川西町の体育施設を利用する際に設けていました割り増し利用料の緩和でございまして、大和まほろば広域定住自立圏の取り組みとして、当該自立圏構成市町村である天理市、田原本町、三宅町、山添村の住民に限り、川西町の住民と同じ料金で中央体育館、梅戸体育館、下永体育館を利用できるようにするための条例の一部改正でございます。

続きまして、議案第42号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

この条例の改正は、子ども・子育て支援法施行規則の改正により、特定教育・保育等の提供を受ける内容が記載された支給認定証の交付が任意化されたことに伴い、条文の整備を行うための改正でございます。

続きまして、議案第43号、川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」お開き願います。

この条例の改正は、介護保険法施行規則の改正により、主任介護支援専門員に更新制度が導入されたことに伴い、主任介護支援専門員の定義の変更を行うための条例の一部改正でございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君）

お諮りいたします。

ただいまの議案についての討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、厚生、総務建設経済各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は通告のとおりですので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、日程第14、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推選についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町議長（竹村匡正君） 続きまして、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推選についてでございます。

諮問第1号につきましては、現在、人権擁護委員として就任していただいております薦田義治委員の再任に関する推選について、議会の意見を求めるものでござい

ます。

以上です。

議 長（森本修司君） 　ただ今説明のありました諮問第1号については、異議なしと答申したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 　異議なしと認め、異議がないと答申することに決しました。次に、日程第15、同意第4号、副町長の選任についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 　続きまして、同意第4号、副町長の選任についてでございます。

同意第4号につきましては、現在、副町長として就任していただいております森田政美副町長の再任につきまして、御同意を願うものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長（森本修司君） 　ただいま説明のありました同意第4号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 　質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。森田政美さん、退席をお願いいたします。

（森田政美君 退席）

議 長（森本修司君） 　お諮りいたします。

同意第4号、副町長 森田政美氏の選任について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 　賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

森田政美さん、お入りください。

（森田政美君 入場）

議 長（森本修司君） 　ただいま同意されました森田政美さんより、御挨拶をお願いいたします。

副町長。

副 町 長（森田政美君） 　ただいま、副町長の選任に御同意を賜り、お礼申し上げます。

もとより微力ではございますが、川西町の発展のため尽力する所存でございますので、議員各位におかれましては、さらなる御指導を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

議 長（森本修司君） 　次に、日程第16、同意第5号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 続きまして、同意第5号、川西町教育委員会委員の任命についてでございます。

同意第5号につきましては、現在、教育委員として就任していただいております中村貴子委員の再任につきまして、御同意を願うものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長（森本修司君） ただいま説明のありました同意第5号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

同意第5号、川西町教育委員会委員 中村貴子氏の任命について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第17、同意第6号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 続きまして、同意第6号、川西町教育委員会委員の任命についてでございます。

同意第6号につきましては、現在、教育委員として就任していただいております辰巳裕世委員の辞任に伴う後任として、瀬川幸子委員の選任につきまして御同意を願うものでございます。

瀬川氏は、昭和31年9月9日生まれでございます。長年にわたり奈良県の小学校教諭として勤務され、退職後も奈良女子大附属小学校の教諭として御活躍されました。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） ただいま説明のありました同意第6号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

同意第6号、川西町教育委員会委員 瀬川幸子氏の選任について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま御同意いただきました川西町教育委員会委員の瀬川幸子氏にお越しいただいておりますので、御挨拶を受けることにいたします。

瀬川様、どうぞお入りください。

（瀬川幸子君 入場）

教育委員会委員（瀬川幸子君） 失礼します。このたび教育委員に任命いただきました、瀬川幸子と申します。

微力ではございますが、皆様方の御指導を賜りながら、川西町の教育発展のために頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

議 長（森本修司君） ありがとうございます。それでは、瀬川様、よろしく願いいたします。

（瀬川幸子君 退場）

議 長（森本修司君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会し、明日は休会とし、9月14日木曜日、午前10時に再開いたします。

長時間ありがとうございました。

（午前11時22分 散会）

平成 2 9 年川西町議会
第 3 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 9 年 9 月 1 4 日

平成29年川西町議会第2回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成29年9月14日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成29年9月14日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉 福祉部長 奥 隆至 教育次長 栗原 進 水道部長 福本哲也 総務課長 石田知孝 総合政策課長 山口尚亮 産業建設課長 中川辰也 健康福祉課長 吉岡秀樹 住民保険課長 大西成弘	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 福西広理 議員	4番 伊藤彰夫 議員

川西町議会第2回定例会(議事日程)

平成29年9月14日(木)午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成29年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。

3番 福西広理君。

3番議員(福西広理君) 皆様、おはようございます。3番 福西広理でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大和中央道延伸工事、都市計画道路 大和郡山川西三宅線の今後の見通しについて、また、それに隣接する本町所有地の水道局、テニスコート、防災倉庫の今後の活用方法についてでございます。

本年の6月に、本町の上水道が県営水道に完全に直結する事業が無事終了し、来年度からは水道局の機能が本庁舎に移転される予定で、現在の施設が不要になります。また、本町が終点となっている大和中央道の延伸工事である都市計画道路 大和郡山川西三宅線の用地買収が進んできており、水道局跡地は、天理王寺線と大和中央道が交差する大変利用価値のある土地となり、本町も今後この土地の有効な活用方法を考えていかなければなりません。現段階での町長のお考えをお聞かせください。

また、隣接するテニスコートと防災倉庫もあわせて移転等を含め検討すべきと考えますが、そもそも防災倉庫がなぜ大水害発生時には水没して全く機能できなくなることが想定されるような場所にあるのかも含めまして、テニスコート及び防災倉庫の移設について、それぞれのお考えをお伺いします。

議長(森本修司君) 町長。

町長(竹村匡正君) 福西議員の大和中央道延伸工事の見通し及び本町所在地の活用方法にかかわる御質問についてお答えいたします。

その前に、なぜ防災倉庫を現在の場所に立地したのかということですが、防災倉庫は、平成9年に設置いたしております。当時、防災倉庫を建設するに当たっては、幾つかの要件がございました。用途に適する建設用地の準備、震災時にも道路が封鎖されるおそれの少ない幹線道路沿いであること、町の中央に位置することで、どの地区にも最短で対応可能とすることなどがございます。そして、それぞれについて検討し、総合的に判断した結果、現在地に防災倉庫を設置したところでございます。

また、浸水した場合も想定いたしておまして、倉庫を2階建てとし、2階部分に防災資材を備蓄しております。

次に、大和中央道延伸工事の今後についてでございますが、事業主体である奈良県中和土木事務所に確認しましたところ、現在用地買収を行っており、全体で50

名の地権者のうち10名と契約を締結され、平成29年度は井戸地区10名との交渉を予定されております。工事関係では、水路関係の詳細設計に取り組んでおられ、設計が完了次第、関係者に対し工事の説明を実施する予定とのことでございます。

平成30年度は、買収済みの県道天理王寺線交差点南側から本町防災倉庫前まで文化財発掘調査に取りかかり、調査終了後、用壁設置工事を予定しているとのことでございます。

当道路の全線開通の見通しについては、土地所有者との補償交渉、関係自治会、関係者との協議等に時間を要することから言及を避けておられますが、「早期完成を目指します」との回答でございました。

そして、大和中央道開通後の隣接するテニスコート、上水道施設、防災倉庫等の本町所有地の活用についてでございますが、議員のお述べのとおり、県道天理王寺線と大和中央道の交差点部分で、交通アクセス面においても充実し、私も議員と同様に、大変利用価値の高い土地であり、結崎工業団地に隣接することから、企業誘致には最適な場所であると思うところでございます。

しかし、当町所有地を活用するには、水道施設の除却、また所有地内に県営水道管及び流域下水道管の地下埋設物があり、埋設物の移設について各関係機関と協議を行う必要がございます。このような課題を整理した上で、当該地への企業誘致も検討していくことと考えております。

また、要求される用地面積がテニスコート及び防災倉庫も含まれるような場合は、それぞれの施設につきましても移設する場所の検討が必要となりますので、さまざまな課題を解決しながら、活用方法について検討してまいりたいと思うところでございます。

以上です。

議長（森本修司君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） 御答弁ありがとうございます。

まず、防災倉庫の現在の立地場所についてですが、20年前に総合判断した結果、現在の場所になり、浸水した場合も想定して2階建てにしたとのことですが、浸水しているときに、どのようにして現在の防災倉庫まで行き、シャッターをあけて毛布などの備蓄品を2階から持ち出すことができるのか、疑問に感じます。

近年、全国各地で記録的なゲリラ豪雨により大規模な水害が多発し、甚大な被害が発生しておりますが、川西町も川に囲まれた地形で、他人事では済まされませんので、被害に遭われた地域の教訓をきっちり和本町の防災計画にも落とし込み、生かしていただきたいと思っております。

そこで、一点確認させていただきたいのですが、今年の3月議会の私の防災関連の質問で、職員の図上訓練を10月ごろに実施していただくと御答弁いただきましたが、今後の予定はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、水道施設周辺の本町所有地の活用についてですが、企業誘致には最適の場所であるという考えは、私も町長も同じ考えであると思っております。そこで問題になる

地下埋設物ですが、来年度の発掘調査後に擁壁設置工事を予定しているとお伺いしましたが、大和中央道の延伸工事と同時にその場所に埋設物を移設することが最も効率的であるように思いますが、県との協議はどのようになっているのか、お伺いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 川西町は平坦な地形で、近年の記録的なゲリラ豪雨による大規模な洪水等の災害が発生した場合には、町内のほとんどが浸水してしまうことが想定されております。そのため、先ほど答弁も行いましたが、備蓄品につきましては防災倉庫を2階建てとして、まずは大切な備蓄品が濡れてだめにならないように、浸水による高さを考慮し、次に停電時にも開放できるシャッターの仕様にするなどで備蓄品の運び出しを可能にするなどの対策を講じているところでございます。

平成28年8月に策定されました川西町地域防災計画では、迅速に備蓄物資を輸送・提供するために、分散備蓄などの体制整備に努めるとなっております。現在、指定避難所でもございます川西小学校体育館の2階部分の専用倉庫のほうに一部の備蓄品を移しております。ゲリラ豪雨等発生時には、各避難所へ迅速に物資を供給できるよう、他の指定避難所の使用状況も考慮して、分散備蓄に努めてまいりたいと考えております。

次に、川西町地域防災計画につきましては、風水害及び地震災害に対応した行動計画を定めるものでございます。議員も御承知のとおり、川西町では幾多の風水害に見舞われ、それらに対応した防災対策を講じているところでございます。

今後とも日々発生するさまざまな災害に対しまして情報収集を行うとともに、本町の災害対策にかかわる部分について、随時地域防災計画を見直し、反映させていきたいと考えております。

また、議員より御質問のございました図上訓練の実施についてでございますが、10月19日木曜日の開催を予定しております。地図を用いて、川西町で大規模災害が発生する事態を想定した図上訓練を、町職員と奈良県防災統括室と連携し、実施を進めておりますので、また御報告させていただきたいと思っております。

最後に、水道施設周辺の本町所有地の活用についてでございますが、御指摘のとおり、奈良県が管理する地下埋設物がございます。企業誘致などの活用方法を検討していく上では、このことが当該用地の有効な利用の支障になることは承知いたしております。これに関しまして、奈良県中和土木事務所道路建設担当者と道路計画協議時に町所有地に地下埋設物があること、また跡利用を検討することなどを伝え、新設道路への移設を提案させていただいておりますが、正式な協議に至っていないのが現状でございます。

議員のおっしゃるとおり、道路建設完了まで地下埋設物を移設することが効率的・経済的にも有利であると私も思っております。しかし、当該埋設物に対しまして町が平成37年3月まで占有を許可している経緯もございまして、占有期間が満了するまでの間に、地下埋設物管理者でございます県営水道担当

課及び流域下水道担当課に対し継続して協議を行い、有効活用を目指す方針でございます。

以上でございます。

議長（森本修司君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） 防災倉庫に関しましては、指定避難所への分散備蓄を進めていただいているとのことですので、本町に本当に必要な備蓄品の内容も含めまして、しっかりと随時見直し、反映を行っていただくことをお願いいたします。

次に、水道施設周辺の土地活用についてですが、地下埋設物の移設のお願いは県にいただいているとのことですが、この移設を今行えるか行えないかということが、今後の水道施設跡地の活用にかなり影響してきますので、早急に関係機関との協議についていただくことをお願いいたします。

また、埋設管を移設できなかったときも考え、大型商業施設、そのほか近年住民ニーズも高まっておりますフットサル場やスケートパークなどのスポーツ施設の建設、その他さまざまな可能性を視野に入れ、来年度から不要となる水道局の施設が本町の負債とならないよう、川西町民の財産となるように検討していただくことをお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 2番 安井知子君。

2番議員（安井知子君） 議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。

国保中央病院の経営分析について。

国保中央病院は、川西町、三宅町、田原本町、広陵町の4町によって設立された自治体病院です。交付金は4町で4億2,300万円ということは、私の3月会報でお知らせしました。川西町7月広報の中に、国保中央病院の広報誌が入っていました。その中で、平成29年度病院事業費用予算が掲載されていました。35億723万円とのこと。うち60%が給与とされています。全体に占める給与の割合が60%とは、多いと感じたのは私だけでしょうか。

ドクター、看護師さんに1人月平均幾らの給料をお支払いですか。

川西町において国保中央病院への入院患者の割合は、2011年5月で16.7%、2015年5月で10.7%まで減少しています。一方、川西町から天理市の受診割合は増加しています。また、川西町から西和地域への受診割合についても、2015年5月では30.5%と、大きく増加しているそうです。

広陵町においても磯城郡での受診が少なく、中和地域、西和地域への受診傾向にあるとのこと。総務省から非協力との指摘があったそうですが、病院は協力的に行くものではない。ドクターの力量を見、聞き、考えて選ぶもの。田原本町や三宅町に比べ、川西町、広陵町では地の利が悪く、不便です。受診率が下がってきていることへの対策として、川西町では何か考えておられますか。

現在は、川西町において交付金5,400万円を同額病院に横流ししているだけですが、患者の受診数が減ってしまったり、新しい医療器具を購入する必要が出てきたり、建物の修理、機械の修理等が発生したとき、一般会計、町民の税金から支

出する羽目になるのではと心配です。

平成28年より総務省の経営支援金が病床基準から稼働病床基準に移行するため、稼働率66.9%だと、経営支援金が減少されるのは必至のこと。このことに対する町の対策は。

また、介護予防に対して国保中央病院とはどのような役割を果しておられますか。

糖尿病の講演会をするとあるが、どこの病院でもなされていることです。介護予防のための国保中央病院の貢献度をお示し願いたいと思います。

最後に、国保中央病院に発言権のある者は？

公設病院だから川西町にも発言権があるのでは。議員代表だけでなく、一般町民代表による審査機関をつくることにより、多くの現実的な意見が届くと思いますが、いかがでしょうか。

終わります。

議 長（森本修司君） 町長。
町 長（竹村匡正君） 安井議員御質問の「国保中央病院の経営分析について」にお答えいたします。

議員御指摘のように、国保中央病院は、川西町ほか3町が設置した自治体病院で、その母体は、病院に関する事務を共同処理することを目的として設立された、地方自治法第286条に基づく一部事務組合で、特別地方公共団体でございます。したがって、その長である管理者は、組合規約に基づき、4町長の互選により、現在は山村広陵町長が務められており、ほかに川西町長、三宅町長及び田原本町長並びに病院の院長及び理事が副管理者として経営を担っているところでございます。また、議会の議員や監査委員、公平委員も構成4町から選出された方々が就任し、組合の運営がなされているところでございます。

ところで、国保中央病院組合は地方公営企業であることから、独立採算制を原則としておりますが、地方公営企業法第17条第1項の規定により、その性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその性質上、能率的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計において負担することとされており、その一部は地方交付税で措置されております。

そして、その地方交付税は、国保中央病院に直接繰り入れる制度とはなっておらず、一旦構成4町に配分されることから、その算入された額を改めて負担金として交付しておりますが、その合計額が、議員御指摘の4億2,300万円ということでございます。これは、国保中央病院が病院事業を経営する上で負担した経費について、国の算定した地方交付税により補填されるものであり、もし組合が病院事業を行わなければ交付されない性格のものでございます。そういった意味からも、議員の御発言にもありますとおり、交付金を同額病院に横流ししているわけでございます。

次に、職員の給与についてですが、平成29年1月の医師1人当たりの平均給与

額は104万円で、看護師で42万円となっております。これについては、平均年齢、常勤職員数、夜勤・宿日直回数や時間外勤務の状況により変動いたしますが、他病院と比べましても特段高いというものではございません。

また、給与割合が60%で多いと感じられている件でございますが、病院広報誌で発表された給与費の割合は、病院事業会計における損益勘定の総費用を分母とし、給与費を分子として算出されております。当然のことながら、各年度の費用構造の変動により、この割合も変化します。例えば入院収益が落ち込み、結果としてそれに伴う材料費の割合が減少すれば、相対的に給与費は上昇します。

ところで、本町の平成29年度当初予算の歳出総額に占める人件費割合は19.4%でございますが、これは、病院の資本的勘定に当たる投資的経費や公債費元金、その他病院事業には経費として生じない扶助費や補助費などを含めた歳出合計全てを分母とするためであり、おのずと人件費割合は小さくなります。仮に本町において国保中央病院でいうところの給与割合を同様に算出いたしますと、病院の総経費に相当する性質別経費のうち人件費、物件費、維持補修費及び公債費のうち利子等の合計額に占める人件費の構成割合を算出することになりますが、これを平成29年度当初予算ベースで計算すると57.6%となり、国保中央病院組合と大差はございません。

次に、医業収支状況についてでございますが、平成28年度決算では2億6,700万円の純利益が出ており、これについては組合の条例に基づき、各積立金に処分され、平成27年度分も含め、繰越剰余金は5億6,700万円となっております。経営的には優良病院となっております。

次に、国保中央病院は地の利が悪く、受診率が下がっているとの御指摘でございますが、国保中央病院では、少しでも通院の利便性の向上を目指し、本年4月より、奈良交通の路線バス廃止に伴い、その代替として14人乗りの無料送迎車を近鉄田原本駅から運行を開始しており、昨年までの奈良交通の路線バスの運行時より——もちろん無料ということではございますが——利用率は向上しております。

次に、国保中央病院における川西町民の受診率でございますが、まず入院患者につきましては、2011年と2015年を比較しますと、6%減少の10.7%となっております。これは、大きな手術等については大規模病院を希望される患者さんが多いことが主たる原因と言えます。しかしながら、外来患者数は6.1%から16.7%へと増えていることから、本町住民の国保中央病院に対する認知度は増加しているものと考えております。

次に、総務省の経営支援金が病床基準から稼働病床基準に移行するため、減少されるのは必至との御指摘でございますが、これは、普通交付税の病床割の算定方法に係る見直しのことと存じます。

確かに平成28年度から、地方交付税の算定基礎となる病床数は、許可病床数から稼働病床数に変更になりました。しかし、ここで言う稼働病床数とは、広報誌記載の病床数とは異なり、医療法の病床機能報告制度に基づき県に報告した稼働病床

数、すなわち許可病床数から、休床の届け出をしている病床数や過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数を除いた病床数であり、国保中央病院では、これに該当する病床はございません。したがって、現行の許可病床数220床に対して、引き続き地方交付税措置がなされているところでございます。

次に、介護予防についてでございますが、介護予防とは、要介護状態の発生をできる限り防ぐこと、そして、要介護状態にあっても、その悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこととされており、同様に、生活習慣病予防については、健康な者を対象に発病そのものを予防すること、そして、既に疾病を保有する者については、症状が発現する前に早期発見し、早期治療すること、さらには、症状が出現した者は重症化を防止し、合併症の発症や後遺症を予防することとされているところでございます。

既に御説明しておりますとおり、国保中央病院は病院に関する事務を共同処理する地方公共団体でございますので、介護分野である介護予防事業については、その任務にあらず、町がその実情に合った取り組みを行うこととされており、その一方、生活習慣病予防のうち二次予防、三次予防に当たる早期発見・早期治療、重症化防止や後遺症予防については、国保中央病院が大きな役割を担っているところでございます。

なお、構築が急務となっている地域包括ケアシステムは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り地域で安心して自立した日常生活を送れるように、医療、介護予防、住まい、日常生活の支援を包括的に確保されるよう取り組むものでございます。国保中央病院は、地域の医師会、在宅医療施設、介護保険施設、行政との連携強化を進め、比較的長期に療養やリハビリが必要な患者さんには地域包括ケア病棟を利用していただき、在宅での病状悪化の場合には速やかに入院できる在宅後方支援のシステムを構築し、地域で担うべき機能と役割を適切に果していただいているところでございます。

さらには、8月1日より新たに地域支援センターに社会福祉士を採用され、地域包括ケアセンターとの連携や在宅治療、在宅介護のための退院支援を積極的に進めていただいております。

最後に、一般町民代表による審査機関をつくるとの御提案ではございますが、既に御説明したとおり、国保中央病院は独立した地方公共団体であり、このことは、川西町に議会や監査委員以外に審査権限を有する機能をつくろうということと同様でございます。したがって、もし設置するならば、その権限や機能について地方自治法上の合議制に関する判断が必要かと思われ、国保中央病院が4町の共同設置の組織であることから、他3町の意向も踏まえた慎重な対応・検討が必要と考える次第でございます。

なお、国保中央病院では、昨年度、総務省のガイドラインに基づき、国保中央病院新改革プランを策定し、さらなる経営の効率化を目指して5カ年計画が実施中でございます。そして、その実施状況については、民間有識者等で構成する国保中央

病院新改革プラン点検評価委員会を設置し、点検・評価を行うこととしております。現在、奈良医大の教授を座長として、学識経験者や住民代表の方、計5名に委嘱され、この委員会を通じ、識見を有する方から幅広い御意見や御提言をいただき、持続可能な地域医療の提供・確保を目指しておられるところでございます。

以上です。

議長（森本修司君） 安井議員。

2番議員（安井知子君） 私、この6月に、国保中央病院に対しまして、医師給料とか分析結果を求めました。その中で、医師の平均給料は、そのときは平均116万円というお答え、看護師さんは50万円というお答えをいただいております。

ところが、今、町長からの答弁で、マイナス12万円の104万円ということ、看護師さんに関しては、マイナス8万円で42万円ということ。これ、たった3カ月でどうしてこのように数値が違うんでしょうか。私個人が申し出たときに出す答えと、今出す答えが違うというのは、ちょっとおかしいと思います。

それはそのようにして、看護師さんが平均50万円というお答えをいただいたときに、びっくりしました。新聞折り込みに関しましても、大体半額ぐらいが妥当な数字だと思います。平均50万円ということは、二十五、六万円に入る人がいれば75万円の人がいるということです。看護師さんがそれほどのお給料をもらうということには、私はちょっと賛成しかねます。

私は、自費診療が非常に多い歯科医院の経理を見ていた経験がありますが、ドクター平均116万円は夢の話だと思います。公設病院であればこそ、給与に関しては再度考えるべきだと思います。

とある公設病院では、繁盛していたのに、地元でも存続を希望していたのに、市の財政が厳しく、高額な医療器具を導入できない等、最後は廃院に追い込まれた事例があります。また、全国公設病院640のうち46%が赤字とのこと。個人病院は、赤字を出せば潰れるしか道はありません。抑えられるところは経費、給料しかありません。医療サービスを下げないで、いかに黒字経営をするか、そして蓄えをするか、諸先生方のさらなる御協力を得ることが大切だと思います。

終わります。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 安井議員の医師の給与、看護師の給与が高いというお話でございます。特に看護師についてでございますが、こちらにつきましては、先ほども申し上げたとおり、夜勤や宿日直の回数などに応じて正にお支払いされていると考えておるところでございます。

現在、国保中央病院につきましては黒字経営となっておるところでございますので、今後も経営状況を確認しながら、適切に経費が配分されていること、人件費も含めましてですけれども、しっかりと経営の監視をしていきたいとは思っております。

ただ、医師の給与、看護師の給与を無理に削減するということは、現在でも国保

中央病院におきましては——その他の病院もそうですけれども——人を集めることが非常に困難な状況になっております。一概に給与を削減することによって、優秀なお医者さんが来なくなる、また適切に働いていただける看護師さんが来なくなるということになりますと、さらに経営の悪化を招きかねないということでございますので、今後も適切な給与の支払いをしていただくように、しっかりと見ていきたいと思っております。

また、国保中央病院につきましては、先ほども申し上げたとおり、特別地方公共団体でございますので、看護師さんも給与表に基づいて給与がお支払いされているということだけは申し伝えておきたいと思っております。

以上です。

議 長（森本修司君） 4 番 伊藤彰夫君。

4 番 議員（伊藤彰夫君） 伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、京奈和自動車道の川西町から天理市の側道整備について、今後の農政について、行政委員会等の委員委嘱について、以上3点であります。

まず、1つ目の質問です。京奈和自動車道側道の川西町から田原本町区間が平成27年3月末に開通し、川西町から橿原市区間の側道がつながり、国道24号のバイパスとして利用者も多く、安全で大変便利になりました。しかし、川西町で行き止まり、接道している県道天理王寺線の交通量の増加に加え、近鉄結崎駅の北側の踏切では、朝夕に交通渋滞が発生しています。また、下永橋に迂回する車も多くなるなど、川西町内の道路が大変危険になってきています。

多くの町民の皆さんは、この未整備区間の側道の早期完成を強く待ち望んでおられます。国にさらに強く要望を継続する必要がありますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、今後の農政についての質問です。

9月に入って、田んぼの稲が実り始め、秋には黄金色に染まります。本町の美しい田園風景には大きな安らぎを感じます。この素晴らしい環境がいつまでも続いてほしいと願っています。

しかし、農業にもさまざまな問題が顕在化しており、農業従事者の高齢化や後継者不足、農地転用や耕作放棄地の増加など、多くの課題があります。また一方で、新たに工業団地拡張計画の準備が進んでおります。多くの農地がなくなろうとしております。本町でも、第3次総合計画で、農業の活性化を地域振興につなげることを目指しています。農業を支援し、農地を適正に維持していくことができるのでしょうか。

昨年度に策定された立地適正化計画では、都市機能や住居が主体になっています。これからの本町の農政について、国が示す「人・農地プラン」、いわゆる地域農業マスタープラン策定への取り組みを検討されてはどうでしょうか。町長にお尋ねいたします。

最後に、行政委員会等の委員委嘱についての質問です。

現在、地方公共団体には、専門知識や政治的中立性が求められる行政の仕事について、教育委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会など、委員の合議などによって判断を示す行政委員会が設置されています。また、空家等対策協議会や地域公共交通会議など、その時々には顕在化する問題・課題に対処していくために、各種の審議会や検討会、協議会なども設置されています。これらの委員には、弁護士や大学教授、企業関係者などの有識者、加えて町内の各種団体の代表者などが委嘱されており、さまざまな立場の方々から御意見をいただく形態になっています。

本町のように比較的小規模の自治体の場合、特定の方に複数の委員を兼任いただいていたたり、長期にわたって在任いただいている方もおられるのではないのでしょうか。もちろん、現在の委員の方々には、本町の行政推進のために多大なる御努力、御協力をいただいていることは言うまでもありません。しかし、これからの本町において、第3次総合計画の推進や新たな課題に対応していかなければなりません。そのためには、委嘱される委員候補は、既成概念にとらわれず、私が以前申し上げた町内在住者の人材活用も視野に入れ、可能な限り多くの方に各種の委員会などにかかわっていただくことによって、行政運営がより進展すると考えます。

そこで、今後、各種委員会・協議会の委員を委嘱されるに当たり、どのように留意していかれるのでしょうか。例えば男女の構成比率や年齢構成、在任年数などについてどのようにお考えなのか、町長にお尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問について順次お答えさせていただきます。

最初に、京奈和自動車道の側道整備についてでございますが、当該側道につきましては、議員お述べのように、平成27年3月に川西町から橿原市までの約3.5キロメートルが供用開始されております。これで、西名阪自動車道から大和高田バイパスまでの約14キロメートルの区間で側道が整備されていないのは、大和川の前後区間約1キロメートルとなっております。この整備されていない区間は、既に用地の取得が完了しており、大和川を渡る橋梁の下部工事の一部施工済みという状況でございます。

しかし、この区間が整備されていないことにより、町内道路に通過交通が流入し、渋滞や事故の発生、通学路の危険性増大などの問題が発生しているという状況でございます。

一方、本町では工業ゾーン創出を進めておりますが、企業誘致を行うためにも、京奈和自動車道の側道が果たす役割は大きいと考えております。このため、本町を含め、京奈和自動車道の側道が整備されていない区間のある御所市、橿原市、大和高田市との4市町長連名で側道の早期整備を求めて、本年6月に奈良国道事務所、8月には近畿地方整備局に対して、より強い要望活動を行いました。この要望活動には私も直接赴きまして、現状の課題や側道整備による効果等の説明を行い、早期整備を強く訴えてきたところでございます。

今後も引き続き側道整備の効果や期待をしっかりと国に伝え、残る工事に一日も早く着手していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。次に、今後の農政に関する質問についてお答えいたします。

現在本町では、農業支援として、農地所有者に賦課される吉野川分水受益地の賦課金に対する25%補助、農業用資材の処分費全額補助、水田を活用し、米以外を作付けする場合の補助、農業用施設等の維持管理に対する補助、地域ブランドの確立のためのネブカ生産部会への補助等を行っております。

議員がお述べの「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」は、後継者不足や耕作放棄地の増加などの課題解消に向け、地域で話し合い、中心となる農業経営体を位置づけ、その経営体に農地の集約等を図っていくために設けられた制度でございます。

本町におきましては、平成24年度に当該プランを作成いたしまして、認定農業者の方に農地の集積等が円滑に行えるよう努めているところでございます。

しかし、町全体で見ますと、集積等を図っていただける担い手や認定農業者が少なく、新規就農希望者もいまだ少ない状況にございます。このため、議員が懸念されていますように、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、工業ゾーン創出による農地の減少などへの対策を講じる必要があると考えているところでございます。

これらの解決策といたしまして、現在、奈良県が計画する特定農業振興ゾーンの設定について、本町でも取り組みの検討をしているところであり、手始めとして、農業委員、農家組合長及び認定農業者などの方に対して特定農業振興ゾーンについての説明会開催に向けて準備をしているところでございます。

この特定農業振興ゾーンは、農地転用等により、工業ゾーンを創出し、地域に新たな雇用を生み出しつつ、他方で必要な農地総量を確保する——これは川西町内だけでなく、奈良県全体で確保するというところでございますが——とともに、高収益作物の導入など、奈良らしい農業の展開を図るための施策を優先的・集中的に講じるエリアとされております。

具体的には、奈良らしい多様な担い手の参入、多様な担い手への農地集積、耕作放棄地の解消、農地の整備、特定作物の産地形成、多様な担い手が産地づくりに取り組むための省力化とコスト低減といった施策を集中的に講じるといった内容が挙げられております。ただし、特定農業振興ゾーンの設定は行政だけで行えるものではなく、農業者の理解と協力等が必要でございますので、先ほども申し上げましたが、まずは農業委員及び地域農業者の方の意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

また、担い手及び認定農業者の育成と確保につながる施策・制度の周知等の機会を増やし、奈良県らしい、また川西町に合った農業振興が図れるように、現状とニーズ、今後の見通しを踏まえた計画や施策を検討してまいります。

最後に、行政委員等の委員委嘱に関する御質問に対してお答えいたします。

行政委員や各種審議会委員の皆様には、それぞれの委員会等が所管する案件の解決に向けまして御尽力いただいております。今後とも委員の皆様には、公正中立な立場から御意見を賜りたいと考えております。また、専門的な立場や住民としての立場から、偏らずにいろいろなお考えをお示し願うのが本旨であると考えておりますので、委員の任命・委嘱につきましては、そのようなことを第一に留意していきたいと思っております。

したがって、例えば長時間お務めいただくことで物の見方が固定化するということは、場合にもよりますが、好ましくないのかなと考えております。また、男性・女性の御意見も公平に吸い上げていきたいと考えておりますので、状況の許す限り、男女間の構成比についても均等化していけるよう努力していきたいと思っております。

また、年齢構成については、案件にもよるかと思いますが、多くの世代の意見が集約できる方向で考えていくのがよいのかなと考えております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） 京奈和自動車道の側道整備については、先ほどの答弁にもありましたように、樫原市長、御所市長、大和高田市長とともに国に要望されているとのこと。今後も継続して、さらに強く要望していただきたいと思っております。一日でも早い開通を願っております。

今後の農政につきましては、各種補助金の執行、それから、24年には「人・農地プラン」の策定、現在では特定農業振興ゾーンを進めておられるとのこと。農業政策は、すぐには成果はあらわれないでしょうが、時間をかけてじっくりと取り組んでいていただきたいと思っております。

行政委員会等の委員の委嘱については、委嘱の考え方を町長から今聞かせていただきました。これからは、従来の方法に加え、新たな視点も加えつつ、町政運営を推進していただくことを期待しております。

以上で終わります。

議長（森本修司君） 1番 松村定則君。

1番議員（松村定則君） 松村定則であります。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

まずは、出産祝い金についてであります。

川西町では、今年度より、就学支援として小学校新1年生の皆さんに制服を支給する事業を始めて、町民の方々から好評を得ております。川西町の出生数の減少を考えますと、何か子育ての支援が必要と考えております。これから子どもさんが生まれてくる御家庭では、出産で家族が増えると、何かと物入りで出費がかさみます。

出産費用の一部は健康保険などで出産育児一時金の42万円が支給されますが、少子化対策と若い世帯への定住化を促すためにも、出産祝い金として第2子以降の子どもさんへ支給したいと考えております。町長のお考えをお聞かせください。

続きまして、小学校の夏季休暇短縮についてであります。

新学習指導要領が2020年度から全面実施され、英語教育などが拡充されるのに伴い、小学校で授業時間を年間35時間さらに確保する必要があるのですが、授業時間の確保は難しいようです。

川西小学校では、来年の夏までにエアコンを設置する事業が完了する予定ですので、小学校の夏季休暇を数日間短縮して授業時間を確保できないでしょうか。子どもたちにとって楽しみの夏休みですが、エアコンで空調管理された教室で学習することは、学力向上にもつながるのではないのでしょうか。町としてのお考えをお聞かせください。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 松村議員御質問の出産祝い金について、お答えいたします。

まず、御質問の中で、国民健康保険の出産時一時金についてですが、それは第1子に限らず支給されております。

少子化対策と若い世帯の定住化を促すための施策としてのお尋ねでございますが、少子化、子育ての支援といたしましては、現金の支給ではなく、本町では子育て環境整備と出産と育児不安解消に力を入れているところでございます。その方策として川西町版ネウボラ事業があり、その内容は、不安解消を考え、相談しやすい環境づくりのため、保健センター及び子育て支援センターにネウボラルームを整備いたしました。また、新たに助産師を採用し——これは週1回ではございますが——妊婦訪問を実施しております。このときにオリジナルの啓発物品（スタイ、おむつポーチ、マルチケット 9,000円）をプレゼント、また、母乳相談費用の一部助成、子育て担当職員の学習会、その発展により子育て支援ハンドブックの作成などを行っております。

今年度は新たな保健師を1名加え、子ども一人一人のプランの作成、赤ちゃん体操教室や1歳バースデイ訪問の創設等と、子どもたちが健やかに育つ仕組みづくりなどにも着手いたしました。

議員のお述べの制服の支給につきましては、移住・定住も含め、小さな子どもを持つ保護者の負担を少しでも和らげるため、また貝ボタンの地場産業の発展等も踏まえた総合的な観点から支給を実施したところでございます。

しかし、子育てには子ども手当支給制度もございますことから、私といたしましては、さきに申し上げました川西町版ネウボラ事業のような継続的な実生活にかかわる子育て支援事業を実施することが重要であると思っております。そのことで、私の公約の一つでもございます「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」に引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、若い世帯の定住化対策につきましては、川西町に住んでみたい方、これからも川西町に住み続けたいと思っていただける方が増加するよう、昨年制作しましたPR媒体「いい町、ちかい町」を活用し、町の魅力を町内外に幅広く発信してまいりたいと考えております。

このように、一過性の現金の支給というものではなく持続的なソフト事業での対応が、長期的に見て少子化対策と若い世帯の定住化につながるのではないかと考えております。

また、県内の状況を見ましても、出産祝い金を支給している市町村は11市町村ございますが、主に吉野郡などの山間部で定住・移住を目的に支給されているようでございます。今後、当該市町村の祝い金制度や効果等について検証なども行いながら、本町に合った対策を検討してまいりたいと考えております。

小学校の夏季休暇短縮については、担当部局よりお答えさせていただきます。

以上です。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） 松村議員の御質問にあります小学校の夏季休暇の短縮については、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、最近におきます全国的な小中学校への冷房機器の整備状況について申し上げますと、近年の地球温暖化の影響による6月から9月期の気温の上昇、日本の平均気温は、この30年間で0.88度上がっているそうなんですけれども、こういうことから、小中学校の普通教室を含めた教室への冷房機器の設置は、全国的にはほぼ半数、県内におきましても設置を行う自治体が増えてきております。

本町といたしましても、議員各位、また保護者の皆様からの要望も高まってまいりましたことから、その必要性について協議を行いまして、幼稚園、小学校にエアコンを設置すべく、本年度、これに係る予算措置を行い、平成30年度の設置に向け、実施設計の委託を行ったところでございます。

議員の御質問にあります、エアコンを設置することで夏季休業期間を短縮し、増加する授業時間を確保してはどうかとの御提案でございますが、エアコンを設置することでの夏季休業期間の短縮ではなく、まず、昨今における気温の上昇からの学習環境の向上、また、平成32年度からの次期学習指導要領の全面改定に向けた教育の質の向上をより図っていくことを基本に、教育課程全体の見直しを視野に進めてまいりたいと考えているところです。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、今回の指導要領の全面改定では、とりわけ小学校では英語の教科化等により、中高学年の授業時数が35時間増えることとなるため、これの確保が大きな課題となってきました。また、インフルエンザ等感染症の流行による学級閉鎖や台風等での休校による授業時数の確保にも必ずしも余裕を持って対応できている状況にはないことから、授業時数の確保については大変厳しい現状にあると考えております。

このような状況も含め、委員会といたしましては、学校、保護者並びに関係者の皆様の御意見もいただきながら、夏季休業期間の短縮を初めとした教育課程全体の見直しを検討してまいりたいと考えているところでございます。

なお、来年度より新学習指導要領の改定に伴う移行措置が実施されますことから、現在小学校においては、時間割等の教育課程の見直しも行いながら、その準備に取

り組んでいるところです。

議員各位におかれましては、学校教育充実のため、引き続いての御理解、御協力をお願いいたしまして、質問への回答とさせていただきます。

議長（森本修司君） 松村議員。

1 番議員（松村定則君） 御回答ありがとうございます。川西町では、川西町版ネウボラなどで子育てを重点にされておりますが、川西町の未来を担う子どもたちの3歳の誕生日、幼稚園・保育園への入園の祝い、そして小学校の入学時への制服の支給という形で、子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくりへとつなげていただいていることと思います。

それから、夏休みを短くする提案をしている私は、子どもたちにとって余り好かれる存在ではないかもしれませんが、1年生でも6時限授業の日があり、夏休みが終われば運動会の練習も始まります。子どもたちが落ちついた環境の中で学習できるよう、土曜日の授業の復活も視野に入れ、御検討いただきますよう、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。議長の許可を得ましたので、町長に御質問申し上げます。

今般は、各種の制度等の利用のため町への申請を行う場合の各種書類等への性別の記載に関してであります。

LGBTという言葉が新聞の紙面や日々のニュース等で目や耳にする機会が増えてきている今日、そのことへの認識と理解が社会的に見て深まりつつあることは、町長も御承知のとおりであります。同時に、こうした問題に対する違和感も、現実問題として今日まだまだ少なくはありません。

こうした背景ではありますが、肝心なことは、これらに対する違和感が社会の中に残っていようがまいが、性的マイノリティーの皆さんは、自分と違う性を表示することに対しては非常に抵抗があり、精神的にも苦痛だということでもあります。ならば、その苦痛をわざわざ与えることは、社会の営みとして、全く必要のないことでもありますし、おかしいことであると私は考えます。したがって、これらを取り除くことで解消されるならば、それにこしたことはありません。

そこでお伺ひします。

本町において、町への申請書などのうち、こうした男女の記載を求めるものが現に存在しますが、記載を義務づけられているマイナンバーカードなど、法定されているものを除いて、こうした性別を記載する意味は特にないと思いますが、性別記載を求める意味は何なのか、お示しいただきたいと存じます。

また、こうした記載の必要性について吟味をして、その結果、不要と判断できるのであれば、今後は性別の記載については廃止をしてはいかがでありますでしょうか。お尋ねをいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員の御質問にお答えいたします。

議員お尋ねのLGBTとは、同性愛者のレズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、両性愛者のバイセクシュアル(Bisexual)、生物学的な性と自分で認識している性が一致しない人のトランスジェンダー(Transgender)の頭文字となっております。

性のあり方に関して少数派の人々は、セクシュアル・マイノリティー（性的マイノリティー・性的少数者）と呼ばれており、狭義でのセクシュアル・マイノリティーの総称としてLGBTが使われていると承知しております。

御質問にもあるとおり、LGBTの方々が抱えている課題として、社会的には、人は出生時に割り当てられた性別らしく生きて、男性は女性を、女性は男性を愛するのが普通であり、それ以外は異常でおかしいといった固定観念や先入観を持ち、LGBT当事者に対して偏見や差別を持つ人は少なくありません。LGBT当事者は、常にそうした周囲からの偏見や差別的言動にさらされ、傷つき、悩んでおられます。また、自分がLGBTであることを明かし、理解してもらいたいと切に思っている場合でも、周囲からの偏見や差別的言動におびえ、誰にも悩みを打ち明けることができず、苦しんでおられるケースが多々ございます。

また、LGBTの方々にとって法律やさまざまな制度が前提としている性別規範や婚姻制度は、使いにくい場面が多くあるということも承知しているところでございます。

そのような状況の中で、議員からのお申し出により、町の各種の業務にかかわる申請様式等を緊急に調査させていただいたところ、福祉部所管と教育委員会所管の業務におきまして、性別の記載を求める様式がございました。福祉部所管の様式の場合については、国や県の様式を参考として作成されたものが多く、慣例的に性別欄を設けた申請書がそのままになっているというものでございます。また、教育委員会所管のものにつきましては、6件の申請様式について男女別の記載を求めています。うち1件、入園願書につきましては、クラス編制及び園に保管が必要な園児指導要録の作成に必要でありますので、性別欄を設定していますが、その他の5件につきましては、特別な理由がないものでございます。

このように、特段・特別の理由がなく慣例的に使用されているものにつきましては、心と性の不一致の場合や個人情報取得は最小限にするとの観点から、見直しを進め、また、個人番号などの記載により性別記載も不要となる書類も多々存在すると感じておりますので、川西町に存在する申請書類を見直した上で、不要と判断できるものについては、今後逐次要綱等の改正を行い、性別記載の廃止を行っていきたいと考えております。

また、LGBTの人権課題につきまして、数年前であれば私も何のことかということだったかもしれませんが、ここ数年の間に大きく変化したのではないかと認識しております。当町の人権擁護委員や研修会でLGBTの問題を取り上げるなど、

啓発活動も行っております。現在国において、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案が国会に提出され、継続審議となっております。この法律案には、差別禁止、国や地方公共団体の機関などで構成される協議会の設置などが盛り込まれております。

町といたしまして、当事者や有識者からのお話を伺ったり、実情の把握と課題の整理に努めていきたいと考えておるところでございますので、しばらくの時間的猶予をいただきたいと思っております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 今、LGBTの詳しい説明を町長からいただきました。それはそのとおりでありまして、本町に存在しました現時点での申請書類に関しては、記載の意味は、たまたまあった、慣例的にあったということでありまして、こういった問題に対する理解は十分承知している上、見直していきたい、こういうお答えでありましたので、その理解について町として努力をしているということについてもよく承知したところであります。

この問題、実は私も普通に理解をするというレベルなんですけれども、違和感がないのかと言われたら、違和感は持っていますけれども、違和感があろうがなかろうが、理解をするということが大事やと思っておりますし、そのことで問題が解消されることは大いに進めていったらいい問題だというふうに私も思っております。

この質問は、今年の臨時福祉給付金の申請を、奥さんのお母さんが上牧におられる方にかわって代理申請で上牧町役場に行かされたときの話を聞いて気がついたんですけれども、その代理人の方が代理人申請で自分の名前を書いて、男性ですので「男」の欄に丸を打って申請をする。そしたら、窓口で個人確認を求められたそうなので、運転免許証でいいですかということで運転免許証を出したら、運転免許証には男女の識別は特に表示がありませんので、「この男と女の確認はどうしますの」と聞いたら、「もう見てそのとおりで、男性ですので男性です」という確認であったという話を聞いたのがきっかけになりまして、書類のその記載の意味は何かなどと思ひまして、LGBTの問題も含めて、今の質問に至ったわけでありまして。

ただ、町長から詳しく説明もありましたし、十分理解をなさっているという話でもありますので、質問の趣旨としてはお答えいただいたとおりでありますが、町長もおっしゃっていましたように、現在の法規範は、見てくれの男の姿と心の中の男とが一致している、異性を好きになるのが普通というふうなもとで全ての規範ができ上がってきていますので、それが普通という状態になったもとでいろんな仕組みがつくられているのが現状です。

町営住宅の入居に関してなんですけれども、同居の親族ということで、親族要件が入居の中に書き込まれているのが現状であります。これも性的マイノリティーの問題でいきますと、同居の親族、同性のパートナーとか、そういう問題も今後社会の中には発生してきますし、それが表に見えるか見えへんかは別にしまして、発

生してくるということは、同居要件の中でも、この手の問題も入居要件の中に同居の親族は異性のパートナーではなく同性のパートナーも含まれてしかるべきと。だから、憲法で言う結婚は、両性の合意のもとで成立する云々という、あの両性も、男女という両性ではなくて、同じ性の両性という意味も含めた解釈というふうに広げていかんとあかんのかなと、その辺も思っているんです。

先ほど町長は、見直しは進めていって検討していきたいと、こういう話でありましたが、今言いましたような、もともと男と女が存在して普通ということできている法規範で同居親族ということになっていることがそのまま採用されている町営住宅などの入居要件なんかも、この分野に該当してくる話だと思います。その辺は、お考えとしては同様に検討課題の中に入れて、整備できるものは整備していく、こういうことで進めていっていただけるという理解でよろしいでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今回の御質問に対する答えは申請書面でのお答えにはなっておりませんが、同様に、各種要綱や町営住宅の要件につきましても、解釈のほうで適用できるのかどうか、その辺も検証してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 同様に検討を進めていってもらえるということでありました。

端的にお伺いしますけれども、町長御自身、この問題、違和感のあるなしは別にしまして、理解をするということに関しては、全く理解を示しておられるというふうに思っているんですけれども、この点についてはいかがでありますでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 憲法でも保障されている基本的人権という問題がございます。いろんな方がいらっしゃるって世の中が成り立っているということでございますので、こういう方についても理解はしていかなければいけないと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 理解はお示しいただいているということでありました。

いろんな方が世の中に存在するというのは確かにそのとおりですし、人権を尊重というのもそのとおりやと思いますが、同時に、医学的にも根拠があって、特にトランスジェンダー（性同一性障害）なんかは、もう医学的に証明されてきている問題でありますので、そういう点では、申請書における質問ではありましたが、町の取り組み全般にわたって、また、各種施設の利用に当たっても、オールマイティーにこれらの問題をきちんと加味した取り組みへと反映させていっていただけると受け取りましたので、その旨進めていただきますようお願いをいたしまして、質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森本修司君） これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました認定第1号、平成28年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、議案第43号、川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの認定2件、議案8件について一括議題といたします。

去る12日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより総括質疑に入ります。

質疑通告により、3番 福西広理君。

3番議員（福西広理君） 一般質問に引き続き、総括質疑を行わせていただきます。

平成28年度一般会計決算、ふるさと応援寄附金についてでございます。

近年、全国の市区町村間で競争が激化しているふるさと納税ですが、本町におきましても、平成26年度からこの制度を取り入れ、現在で4年目となっております。平成28年度実績では、本町への寄附額は196万7,000円で、導入当初の平成26年度の6万2,000円、平成27年度の28万5,000円から見ますと、かなりの増額となっております。それは、平成28年度からインターネットを利用したふるさと納税サイトを本町も活用した効果であると考えます。

このふるさと納税制度では、使い道を指定して寄附ができることになっており、本町では4つの事業にあわせ、町長におまかせという5つの選択肢が設定されておりますが、具体的にどのような事業に寄附金を活用させていただいたのか、また、活用する予定なのかを、寄附いただいた方々、また川西町民にお示しいただけますでしょうか。

一方で、川西町民が他市町村へ寄附している額は、本町へ寄附していただいている額の約8.3倍の1,633万5,000円となっております。その結果、今年度に本町に入ってくるはずであった住民税約637万4,000円が減少してしまっております。この平成28年度の実績を踏まえた上で、本町のふるさと納税制度への今後の取り組みについて、町長の方針をお聞かせください。

議長（森本修司君） 西村総務部長。

総務部長（西村俊哉君） 福西議員の平成28年度決算、ふるさと応援寄附金の実績などについて、まず私のほうからお答えいたします。

議員お述べのとおり、平成28年度は、インターネット「ふるさとチョイス」を利用したこと、記念品を充実させたこと、記念品パンフレットを作成したことなどによりまして、平成27年度に比べまして寄附額が増額となっております。

また、今年度はクレジット決済による寄附が可能となったことによりまして、今年度8月末現在、136件、131万5,000円の寄附がございました。今後さらに増加するものと見込んでおります。

使い道につきましても、平成28年度までの3カ年実績で、教育施設整備に30

件 27 万円、福祉保健事業の充実に 14 件 15 万 3,000 円、文化の保全・スポーツの振興に 11 件 12 万 5,000 円、生活環境の整備に 22 件 19 万円、指定のない寄附には 79 件 157 万 6,000 円の合計 156 件 231 万 4,000 円の寄附の実績でございます。

また、29 年——本年度ですけれども——7 月より、小学校入学時の制服支給事業を「未来を担う子供たちの育成に関する事業」といたしまして、寄附金の使途指定とさせていただき、項目を追加させていただいたところでございます。

寄附金の活用事業実績につきましては、平成 29 年度予算計上時には平成 28 年度の寄附額が確定しておらず、その前年の平成 27 年度までの寄附実績が 34 万 7,000 円と少額であったため、寄附金を活用せず、川西町ふるさと応援基金に積み立てさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 私からお答えさせていただきます。

議員御質問のふるさと応援寄附金活用についてでございますが、平成 28 年度実績で、指定のない、いわゆる町長おまかせに対する寄附につきましては、総務部長から報告がございましたとおり、157 万 6,000 円の基金積み立てがございました。平成 30 年度予算計上時には、当寄附金を小学校新入学生の制服支給事業や幼稚園空調設備改修事業の一部に活用させていただきたいと考えております。

また、寄附いただいた方々や町民の方々に対しましても、平成 30 年度予算が確定した時点で寄附金の活用方法を、寄附金を事業に活用した時点でホームページ、広報を通じて皆様にお伝えしてまいります。

一方、議員お述べのとおり、本町に対する寄附より他市町村に対する寄附のほうが大きく上回っている状況でございます。加えまして、本町に対する寄附額に対して、その 6 割相当分を記念品等で歳出しておりますので、歳入歳出バランスから見れば、効率的な事業であるとは言いづらい状況でございます。

しかしながら、ふるさと応援寄附金制度の本来の意義としては、個人が生まれ育った故郷はもちろん、お世話になった地域、また、これから応援したい地域に、暮らさなくても納税にかかわる行為で貢献していけるという制度であること、また、自治体としても住民以外の多くの方に自分たちの取り組みを共感していただくことでふるさと納税を呼びかけ、結果として行政の質を高めていくことであると考えております。この本来の意義から見れば、ふるさと応援寄附金の趣旨から外れ、自治体は地域の特産物を記念品にし、地域産業の活性化を図るよりも記念品の質・量を優先した自治体間の記念品合戦になっており、寄附者は記念品によって寄附する自治体を選んでいくという現状がございます。

私といたしましては、ふるさと応援寄附金制度がある以上、住民が記念品の内容から他の自治体に寄附することに歯どめをかけることは難しいと考えております。先ほども申し上げましたが、行政の取り組みに共感いただき、行政の質を高めてい

くといった、ふるさと応援寄附制度本来の趣旨を踏まえた町政運営を行う一方で、記念品のさらなる充実や本町の魅力についてのPRの強化等を図ることで、特に他市町村に移住している方にふるさと応援の寄附をしていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 福西議員。

3番議員（福西広理君） 使い道につきましては来年度予算に計上していただくということで、理解いたしました。寄附をいただいた方々の思いも踏まえ、川西町のために有効に活用していただくことをお願い申し上げます。

今後の方針についてですが、このふるさと応援寄附金制度は、本来の趣旨から外れ、全国市町村の記念品合戦になってはいるものの、国の制度がある以上、この制度に本町も臨んでいくと理解いたしました。私も、本来の趣旨から外れてしまっているふるさと納税制度自体には反対の思いですが、国の施策である以上、本町もしっかりと取り組まなければならないと考えております。

そこで、この制度を一つの事業として見ますと、平成28年度の決算では、寄附額196万7,000円から返品に要する費用とその他経費を差し引きますと、4割弱の75万7,000円が人件費を除いた利益となっております。しかし、196万7,000円全額がふるさと応援基金に積み立てられていることに私は少々違和感を感じるのですが、そのことについて、民間企業出身の竹村町長の率直な思いをお聞かせいただけますでしょうか。

また、平成29年度のふるさと応援寄附金の歳入予算額は404万5,000円で計上されており、現状でいくと妥当な金額であるとは思いますが、本町から他市町村へ流出している約1,600万円からしますと、目標額としては少な過ぎるのではないかと感じます。実情、現在の本町職員の人員数や地場産品だけの記念品では、大幅な寄附金額の増加は難しいと思いますが、民間では寄附金額の1割程度の手数料でふるさと納税の業務を請け負っている事業者もあると聞いております。そのような民間事業者を今後本町でも利用することを検討はされないのか、お伺いいたします。

また、次年度のふるさと応援寄附金の目標額、すなわち予算計上額は、流出している1,600万円以上に設定することを考えておられないのか、町長の御所見をお伺いいたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） ふるさと応援寄附金の基金への積み立てでございしますが、議員がお述べのとおり、利益という観点から経費を差し引いた金額を積み立てるという考えもございします。私も少なからずそのような思いもいたしておりますが、一方で、ふるさと応援寄附金は、教育施設整備、福祉・保健事業の充実など、共感や応援をしたくなる事業に貢献したいという寄附をしていただく方の思いがございしますので、その思いを酌み取り、経費を差し引くのではなく、寄附金全額を事業に充当

するといった考えのもと、積み立てを行っておるところでございます。

次に、ふるさと応援寄附金業務の民間委託についてでございますが、現在、寄附金の受け付け及び記念品の検討など、事務全般につきましては職員が取り組んでおるところでございます。総務部長が答弁いたしましたとおり、インターネットでの受け付け、記念品の充実、記念品パンフレットの作成などを行うことで、寄附金収入が前年度より増加しておりまして、少しずつ効果を上げてきております。また、現在の寄附件数は、平成28年度で119件でございます。件数的にも職員で対応が可能であると考えております。

今後、寄附件数が増加し、ふるさと応援寄附金業務以外の業務ができなくなるような場合や、寄附金が低迷し、他市町村に対する寄附が増加するような状況になりましたら、委託料等の支出と寄附金収支のバランスを考慮し、民間委託することも検討したいと考えております。

最後に、寄附金の目標額についてお答えいたします。

平成29年度の寄附金の歳入予算額は、実績との乖離を少なくするため、平成28年度の寄附金収入実績に基づき計上させていただいておりますが、議員お述べのとおり、本町から他市町村に約1,600万円が流出している現状を踏まえ、当然、当該流出額と同金額以上の寄附をしていただけるように取り組みを強化していきたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。それでは、厚生委員会所管の議案につきまして若干の質疑をいたします。28年度決算全般にわたっての若干の質疑であります。

まず、子どもの医療費についてですが、当該年度より、中学校卒業までの入院のみから入通院へ、事業の中身が広がりました。これは、県の実施に伴いまして、その拡充に踏み切ったことによるものでありますが、高校卒業までの対象年齢の引き上げというところは今のところはありません。

子どもの医療費の対象を何歳までに置くのか、こういう問題であります。成人年齢との絡みもありますけれども、こちら辺、子どもの医療費の対象年齢を何歳まで置くのか、その考え方はどうか。それから、今後この対象年齢の引き上げについて考えているかいなか、その辺についてお尋ねをいたします。

次に、同じく子どもの医療費の分野でありますけれども、現在、川西町を初め奈良県では、一旦窓口で立てかえ払いをして、後から償還される、こういう仕組みになっております。近畿ではこの仕組みは奈良県だけで、あとは全部現物給付されているのが実態であります。このことで国が歩みを一歩進めまして、これまで何で現物給付にせえへんのかということに対しては、国の交付金がカットされるということを経験し、奈良県内ではなかなか踏み切りがなかったんですけれども、国が就学前までの子どもに対しては交付金カットはなくすということになりまして、現物給付

化を阻んでいた理由がなくなりましたので、あとは、するかしないかは極めて政策判断の問題ということになってきたと存じます。

そこで、首長同士の折衝も含めまして、この辺、実施に向けての見通しについてお尋ねをいたします。

次に、ごみ処理の関係であります。決算年度の実績でも、家庭系ごみの排出量は大体1,700トン前後ということでありまして、当初の2,200トン前後から1,700トン前後へと減少して、その推移は維持されております。ここには分別の効果があらわれているものと判断をしているところでありますが、新焼却施設との絡みも出てまいりますけれども、現在ごみとして処理している中身の紙ごみの資源化を進めることによって、一層のごみの減量には役に立つというふうには十分考えられる問題でありまして、この分野について、ごみ減量化に向けた方策はいかがお考えでありましょうか。お尋ねをいたします。

次に、国保についてでございます。

現状の国保会計の状況からしますと、赤字がずっと続いてきているという状況でありまして、早晚、保険料率の改定、上げざるを得ないという状況になりつつあるというのが現状であります。今後、もう来年から国保は県一本化といいますか、県でくくられる制度に大きく仕組みが変わりますけれども、それらも踏まえまして、保険料についての今後の見通し、現時点での状況について説明をいただきたいというふうに思います。

それから、県で国保が一本化になろうがなるまいが、現在の国保法上、保険料率や額の決定権限は町にあります。これがなくなるのか否か、これについてもお聞きをしておきたいと思っております。

次に、国保加入者の状況でありますけれども、必然的に定年にならば皆さんが国保に加入されるというケースになりますので、収入はぐんと落ちてしまうことになりますし、その国保加入者の中で、現在、法定減免が適用されているのが、決算年度でおおむね6割という状況であります。これも推移を見てみますと、ちょっとずつ伸びてきているというのが実情であります。そういう国保加入者の状況にある中で、やっぱり収入が低い方が中心になって入っておられるということは、国保税収入も同時に少ないということになります。しかし、医療費は医療費で要りますので、入りと出の関係で言いますと、入りは余り入りませんが、出はかさんでいく、こういう図式になっています。その出を賄うために入りで確保しようと思ったら、保険料の賦課を一定上げていくということにならざるを得ませんが、この辺、出を賄うために入りにおいて賦課をしていくということは、状況からして、支払い能力を超えた賦課にならざるを得ませんが、こうした場合でも上げんんときは賦課していくということでありましょうか。その辺についても方針を伺いたいと思っております。

それから、国保会計の仕舞いで、不足分を基金を取り崩して仕舞いをつけているというのが28年度決算で、基金2,000万円を取り崩しています。現行の積み

立てからしますと、同様の金額で取り崩していくとしたら、あと3回ぐらいは使えるということになります。これを世帯1万円の引き下げということで、同じ基金の使い方ですけれども、そういうふうに使えば、残額からすると、あと5回分ぐらいの見通しはつくということでありまして、それはそういうことに計算上はなるんですけれども、同じ基金を取り崩して使うにしても、収入不足を補うという使い方も一つですが、賦課する金額を抑えるために一律に1万円の税額の引き下げとか、こういう形で実施していくというふうにすれば、所得が低ければ低い人ほど手厚く補えるということで、一律の消費税を与えたら低所得者ほど負担が高くなるの逆のパターンになりますけれども、そういうことになりますので、使い方としてはいきにくくも、こういうふうに考えます。使途の切りかえの有無も含めて、この手の方策についていかがお考えか、お尋ねをいたします。

次に、介護保険についてでございます。

28年度の介護保険では、それまでは保険料収入の計算に非課税年金の方が入っていませんでしたけれども、そこも収入に加えて計算するという仕組みに切りかわったのが28年でありました。それまでは非課税世帯の方は負担軽減の対象に入っていましたけれども、収入に入れられるということになりますと、負担軽減の対象から外れた影響がどの程度出たのか、あるのかなのか、この辺についてお尋ねをいたします。

それから、これらの一連の保険制度についてでありますけれども、保険でありますから、負担の公平性、制度の健全化、こういうことは当然必要になってまいります。それらを考え方の基本としまして、負担増への仕組み変更は、特に介護保険の場合は事業計画を見直すたびに加入される分母が膨らんでいきますので、それに応じて利用料も膨らみますから、どうしても介護保険の料金がそれを賄うように見積もっていかんことには会計の収支がとれませんので、仕組み上、改定のたびに保険料が上がってくるということになっています。しかし、ルールはルールでそういうことですので、そうせざるを得ないんですけれども、底辺を支える方向へ仕組みが切りかわったら、高い保険料が加わった場合でも所得の低い人にそれを賦課せずに済むということになるならば、保険としての支えが一層有効に働いていくことにはなります。これは現在のルールではそういうことになっていませんけれども、そういう意味では、底辺を支えていけるルールに見直すことによって、介護保険がいきにくくもとなりますけれども、町長御自身、この辺はルールを見直して、やっぱり底辺を支えていけるようにしていこうという考え方については異論をお持ちかどうか、抵抗をお持ちかどうか、この辺について町長の御所見をお伺いしたいと存じます。

以上であります。

議長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（奥隆至君） それでは、最初に子ども医療費についてお答えをいたします。

当町では、県の子ども医療費拡充に伴いまして、中学校卒業までの入院・通院に

ついて拡充してきたところでございます。他町村では、助成対象を高校卒業までと拡充されているところもございます。

子どもの医療費拡充は、今日の厳しい経済情勢の中、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健やかな成長と福祉の増進に寄与するものと考えております。しかしながら、子育て支援において子どもの医療費助成は重要な施策ではございますが、限られた財源の中で、どの子育て支援施策を充実させていくべきなのか、総合的な観点から判断していくことも重要と考えております。

また、子どもの医療費を拡充する場合、全額が一般財源となるので、今後は県助成制度拡充への要望等を行いながら、県に準じて年齢引き上げ等を実施していきたいというふうに考えております。

次に、福祉医療の医療費助成について、これまで現物給付化では国保の公費を減額調整する措置、波及増カットがありました。平成30年4月から廃止するという省令が公布されました。このことによりまして、奈良県が主となり県下市町村と担当者レベルでの勉強会を実施し、システム改修に関することや一部負担金等について問題点を提起し、検討しているところでございます。本町としては、早期に実施出来るよう要望しているところでございます。

続きまして、ごみ処理についてでございます。

議員御指摘のとおり、ごみ減量化については、今後も進めていく必要があるというふうに考えております。川西町から排出される家庭系ごみの排出量は、平成28年度では1,836トンとなっております。このごみを処理するために多くの費用がかかっております。そのうち家庭系燃えるごみでは、平成22年度のごみ有料化で少し減少したものの、23年度以降では毎年1,700トン程度で推移しております。そのうちの大半が水分を含んだ生ごみとなっております。生ごみの水分を十分切ることが、処理費の節減に大きくつながってまいります。各家庭の生ごみ処理に際し、住民の皆さんの御理解と御協力をいただくことによって、ごみを大幅に減らすことができるのではないかと考えております。

このようなことから、町ではごみ減量化対策といたしまして、生ごみ処理機やコンポスト容器の購入に対する補助金を交付しておりますので、御活用をいただきたいというふうに思います。

町といたしましては、生ごみの水切り等の徹底を広報等により周知することで、町民の皆様に、ごみ減量化への意識の向上に努めていきたいというふうに考えております。

また、ごみの資源分別や細分化による減量化ですが、平成35年をめどとした10市町村による広域ごみ処理施設を建設し、稼働を目指しておりますが、それまでに新聞紙、雑誌、牛乳パック、古着、小型家電といった15品目によるごみの分別を実施していく必要がございます。ただ、新聞紙、雑誌、牛乳パック、古着については、地域の資源回収活動の品目とも重複しているため、自治会や子ども会に方向性等を説明しつつ、町としても回収方法等を考えながら、分別の細分化による可燃

及び不燃ごみの減量化を進めてまいりたいというふうに思っております。

今後にも以上のような施策を継続し、各地域でごみ減量化やリサイクル推進に御尽力いただいている皆さんとともに、安全安心な生活環境の向上を進め、循環型社会形成の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、国保についてでございます。

現在、国保の保険料は市町村ごとの基準で算定されておりますが、県単位化後は県全体で統一された基準で標準保険料率が算定され、示されることになり、県への納付額については、現在も協議中でございます。協議内容といたしましては、市町村ごとの医療費水準は考慮しない、市町村の被保険者の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて算定することで検討が進められております。その場合、医療費水準が相対的に低い、所得水準が相対的に高い場合、これまで保険給付費に見合う改定が行われていなかった場合などに該当する場合は、保険料が上がるものと想定されます。しかし、国保の県単位化に伴いまして、平成30年度から全国ベースで1,700億円程度の公費拡充がなされる予定でもあることから、それらを反映させた県への納付額、標準保険料が示されるまでは不透明な部分もございます。

また、新たな国保制度への移行におきましては、平成30年4月から直ちに保険料水準を統一化するのではなく、激変緩和措置を組み込み、6年間で段階的に保険料水準を統一させていくことも検討がなされておるところでございます。

議員お述べの保険料率の決定や賦課・徴収の権限につきましては、平成30年以降も引き続き市町村に残ることとなります。

次に、保険料の賦課についてでございますが、議員お述べのように、高齢化の一層の進展、医療費の増加や低所得者層の割合が増加するなど、支える人が少なく、弱くなっているのが現状でございます。国民健康保険とは、国民皆保険といたしまして平等で広範囲な医療保険制度でございまして、福祉制度ではなく保険制度であること、県民の保険料負担の公平化を図る観点から、同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同じ保険料水準となることを目指して取り組んでいることを踏まえ、今後県から示される標準保険料率と違った保険料率を市町村が個々に設定することは、この目標に大きくかけ離れることとなるため、当町といたしましては、県が示す標準保険料率を基本に、被保険者の負担等も考慮しながら、安定した国保財政の運営につなげたいというふうに考えております。

次に、国保財政調整基金の活用につきましては、いまだに平成30年度以降の国保財政等の詳細が見えていないことから、今後の取り扱いについては、慎重に検討しながら方向を考えたいと思っております。

また、平成30年度以降も、保険者である町といたしましては、国保を持続可能な制度とするため、どうあるべきかという視点を持ちつつ、一方では被保険者にとって保険料等の負担が過大にならないようにとの立場から、納付金等の算定方法の制度設計については現状を踏まえるように、また、公費については地域の実情に応じて配分するよう、市町村と奈良県との協議の場で本町の立場を主張していきたい

というふうに思っております。

最後に、介護保険についてでございます。

平成28年8月から、特定入所者介護サービス費の利用者3段階の判定に非課税年金を所得として勘案する制度改正がございました。この改正によりまして、平成27年度特定入所者介護サービス費利用者負担段階非課税枠第2段階であったものが、平成28年度に特定入所者介護サービス費利用者負担段階非課税枠第3段階と判定したもののについては、平成27年度に受給している対象者70名のうち23名に影響がございましたが、負担軽減の非課税対象枠から外れたわけではなく、非課税枠の中の区分が1段階上がったということでございます。非課税年金枠での利用料負担は増えますが、この制度改正では、特定入所者介護サービス費の負担の公平性の観点や持続可能な制度とするための国の改正に基づいた改正でございまして、団塊の世代が後期高齢者に突入する2025年度までに、重度の要介護状態となっても、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築を進めているところでございます。

また、今年度は3年ごとの介護保険事業計画の策定年度となっております、この策定実施を通じまして、地域の自主性や主体性に基づきまして、地域の特性に基づいた地域包括ケアシステムを構築していきたいというふうに考えておりますので、この部分に対する町独自の負担軽減策というのは、現在考えておりません。

以上でございます。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝和也君） 縷々御答弁、ありがとうございました。

まず、子どもの医療費についてであります。年齢引き上げについては、県に準じてまいりたいということであったかと思えます。それから、就学前までのペナルティーがかかっていた分が外れた現物給付の話も、担当同士での勉強が始まっているということで、要望を上げていきたいという話であったかと思えますが、とにかく、この辺、子育て支援策として何にどう使っていくかという全体の財源の使い方にもなってくるかとは思いますが、これまで現物給付化の問題、とにかく県が動くか動かんかということで、そこに大きな壁があったんですけれども、その県が実施しない理由に上げていたのが交付金カットという話でありましたが、先ほども言いましたように、国がそのカットは就学前までの子どもは外すということですので、こうなりますと、実施しない要件は全くなくなるということですので、現物給付がそこまでは少なくともできるのではないかと、これは普通に考えられる話ですが、この辺、もうあとは担当云々というよりも政策判断になってくると思えます。だから、首長同士の折衝がほとんどその中心になると思うんですけれども、県全体の動きとも絡みますけれども、町長自身の判断としてはどう判断なさいますか。その辺、お尋ねをいたします。

それから、ごみの減量についてですけれども、紙の資源化は、結局、今の話ではしていくということですね。

議長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（奥 隆至君） 紙の減量化もしつつ、生ごみの水分を切っていきたいと。紙は資源ですので、各自治会等の資源回収との絡みもございますので、その辺をしっかりと説明していきながらやりたいということでございます。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 進め方はいろいろあると思います。現に資源回収団体で自治会や子ども会がやっておられて、そこに対する補助も町からは出ていますから、それはそれで一つ進めていく話だと思います。

ただ、ごみ袋の中にごみとして入ってくる紙が資源化につながるのかどうか、こういう話でありまして、その辺、紙をごみとしてもう出さない、紙の資源化という方向で、全体の流れとしては考え方をお持ちかどうか、改めて聞いておきたいと存じます。

次に、国保会計についてであります。来年から県で一本にくくられることになるので、県が実施する標準保険料率に基づいて計算をして、求められた納付額を町が納めていく、こういうことで進めたいという話であったかと存じます。ただ、保険料の決定権限は引き続き町にあるということでもあります。

国保の状況からしますと、確かに国保会計も厳しくなってきましたので、保険料率の改定ということになりますと、値上げということにはつながると思いますし、また、県全体で標準的に決めていくということになりますと、低いところと高いところがあって、これを標準化するということになりますから、そうなると、川西町は真ん中より下に位置しますので、それでいけば上がらざるを得ないということにもなってくるかなというふうには思います。それで示された標準の保険料率で計算をしていくということでもあります。それはそれとしまして、そうなった場合に、先ほどから言っていますように、既に法定減免の適用対象になっている方が加入者全体の6割を占めるというのが28年度決算での実績であります。そうなりますと、やっぱり所得の低い皆さんに対して新たな賦課が課せられるということになれば、今、収納でも一生懸命頑張っていて、努力はいただいていますけれども、そこに対しても新たな滞納が生まれるかもしれないというリスクも出てまいります。

その辺、考え方として、全体の保険をやっていく上で、標準保険料率が決められたら、それはそれでそれに倣っていくけれども、本町国保の実情がそういう実情やから、そういう皆さんに対してもそのまま一律に賦課するのではなく、手を打つすべきはないのか、こういうことでもあります。その辺、考え方をお示しいただきたいのと、例えば一律に1万円の国保税の引き下げを実施したとする場合、一定の所得要件をはめて、一定所得から下の方に適用してもいいんですけれども、一律に1万円という引き下げを仮にしたとしたら、一律にやりますと、所得が低ければ低い人ほど、その1万円で補える分が広がりますので、底辺に対して厚く、上に対しては余

り効果のない制度になると思います。しかし、国保の特徴からして、収入部位でいいますと低い皆さんが中心になってきているわけですので、施策としては十分にいきにいける話というふうに思います。だから、保険料率は保険料率で標準で定められて、保険である以上云々という考え方のもとに一斉に実施する処理に倣っていくということであるにしても、そういう底辺を支えるための手だてのとり方があるのではないかと、こういうふうに考えますが、その辺についても考え方をお示しいただけたらと存じます。

あと、介護保険は、先ほども言いましたけれども、町長の基本的な考え方として、現行ルール上やっていたら、そのルールに沿ってやっているだけなので筒いっぱいという話は、これは当然、誰がやってもそうならざるを得ないという側面は十分あります。ならば、そのルールを、やっぱり底辺を支えていくというルールへ改定をしていこう、仕組みを変えようということに対して、町長自身はそういう気はお持ちかどうか、また、そういう考え方についてはどうお考えか、御所見をお聞かせいただけたらと存じます。

以上であります。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まずは、子どもの医療費の就学前への交付金カットがなくなったということでございます。まず、国の方で省令として平成30年4月から廃止するということは、先ほど述べたとおりでございます。現在、実務担当者がそれに向け、早期に実施できるように協議・検討しておるところでございます。私も、省令が廃止されたので、かねてからの要望どおり対応していきたいとは思っておりますが、急遽出た話で、システム変更の伴う話でございます。急ぎ担当者に——本町だけでなく県下一円の担当ではあるんですけども——何とか実務的に間に合うように対応していただきたいと思います。願っておるところでございます。

私の思いとしては、今申し上げましたとおりでございます。

次に、ごみ処理の問題でございます。

ごみ袋に紙ごみが入っている場合もあるので、紙ごみの資源化もというお話でございますが、まず、紙ごみにつきましては、先ほどからも申し上げますとおり、資源回収活動において特に子ども会などがその活動の財源としているところがございます。実際、私も子どもがおりました、一緒に手伝っているような状況ではあるんですけども、引き続き中心的には回収団体の活動資金として今後もやっていただきたいと思います。と思っております。

その中で、回収団体が紙ごみなどを集めることが徐々に困難になってくるような状況がありましたら、またそのときに検討してまいりたいと思っておるところでございます。

次に、国保についてでございます。

支払い能力を超えた賦課になる場合も賦課するのかどうかということでございますが、国保会計自体が、先ほどからも申し上げておりますとおり、高齢化の進展や医療

費の増加、また低所得者層の割合が増加するなど、支える人が少なく、弱くなっている現状があります。賦課・徴収の決定の権限は市町村に残ってはいるんですけども、実際のところ、県下で統一するという事の中で、同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同じ保険料水準となることを目指して取り組んでいる関係上、本町独自で対応することは困難なのかなと考えております。

また、国民皆保険制度を維持、守っていくことを考えると、仮にそうであったとしても、制度に基づき賦課・徴収していくことはやむを得ないのかなと考えておるところでございます。ただ、国や県に対しましては、こういった地域の実情をしっかりと伝えていかなければならないと思っておりますし、伝えていきたいと思っております。

次に、介護保険制度のルールそのものを見直すということでございますが、これも国で定められた制度でございまして、本町独自で対応するという事は難しいのかなと思っておりますので、ルールどおり対応していきたいと思っております。

以上です。（「国保の底辺を支えるために1万円一律引き下げをするような、そういう取り組みは」と芝議員呼ぶ）

こちらにつきましては、取り崩しの方法につきましては、従来どおりのやり方で、歳入不足分に充てていきたいと思っております。ただ、30年以降は県下で国保会計が一体化されまして、それ以降については、まだ協議が進んでおるところでございますので、その進展を見て対応を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（森本修司君） これをもちまして総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。ありがとうございました。

（午後0時04分 散会）

議 事 日 程

総務建設経済委員会

厚生委員会

総務建設経済委員会議事日程

平成29年9月15日(金)

午前9時 開議

日程第1 認定第1号 平成28年度川西町一般会計・特別会計決算について

<一般会計>

歳出	款1	議会費	P. 37～38
	款2	総務費	P. 38～54
	款5	農商工業費	P. 75～79
	款6	土木費	P. 79～86
	款7	消防費	P. 86～89
	款8	教育費	P. 89～110
	款9	公債費	P. 110～111
	款10	諸支出金	P. 111
	款11	予備費	P. 111
歳入	上記関係歳入		P. 10～

<住宅新築資金等貸付事業特別会計>

P. 200～206

<公共下水道事業特別会計>

P. 207～216

日程第2 認定第2号 平成28年度川西町水道事業会計決算について

日程第3 議案第36号 平成29年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2	総務費	P. 11
	款6	土木費	P. 13
	款7	消防費	P. 13
	款8	教育費	P. 13～14
歳入	上記関係歳入		P. 8～

日程第4 議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第40号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第41号 川西町体育施設条例の一部改正について

閉会11時40分

出席委員

委員長	松本 史郎	副委員長	芝 和也
委員	森本 修司	委員	中嶋 正澄
委員	石田 三郎	委員	安井 知子
副議長	松村 定則		

説明のために出席した者

町 長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
理 事	藤井 隆弘
総務部長	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝
総合政策課長	山口 尚亮
債権管理課長	西川 直明
税務課長	〃
産業建設課長	中川 辰也
教育長	山嶋 健司
教育次長	栗原 進
教委総務課長	〃
社会教育課長	岡田 充浩
社会教育課主幹	深澤 達彦
水道部長	福本 哲也
会計管理者	福本 誠治

職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
主事	松本 雅司

欠席委員及び職員

厚生委員会議事日程

平成29年9月19日(火) 午前9時 開議

日程第1 認定第1号 平成28年度川西町一般会計・特別会計決算について

〈一般会計〉

歳出	款2	総務費	項3 戸籍住民基本台帳費	P. 50～ 52
	款3	民生費		P. 54～ 69
	款4	衛生費		P. 69～ 75
	款5	農商工業費	項2 商工費. 目1 商工総務費	P. 75～ 79
歳入	上記関係歳入			P. 15～

〈国民健康保険特別会計〉 P.117～148

〈後期高齢者医療特別会計〉 P.149～160

〈介護保険事業勘定特別会計〉 P.161～189

〈介護保険介護サービス事業勘定特別会計〉 P.190～199

日程第2 議案第36号 平成29年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2	総務費	項3. 戸籍住民基本台帳費	P. 11
歳出	款3	民生費	項1. 社会福祉費	P. 12
			項2. 児童福祉費	P. 12
歳入	上記関係歳入			P. 8～

日程第3 議案第37号 平成29年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第4 議案第38号 平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第5 議案第42号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第6 議案第43号 川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について

閉会10時10分

出席委員

委員長	今村 榮一	副委員長	福西 広理
委員	大植 正	委員	伊藤 彰夫
委員	寺澤 秀和	委員	松村 定則
議長	森本 修司		

説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
理事	藤井 隆弘
総務部長	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝

福祉部長	奥 隆至
長寿介護課長	〃
住民保険課長	大西 成弘
健康福祉課長	吉岡 秀樹

会計管理者	福本 誠治
-------	-------

職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
〃 主事	松本 雅司

欠席委員及び職員

平成29年川西町議会第3回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成29年9月22日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成29年9月22日 午後2時 宣告	
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘 総務部長 西村俊哉 福祉部長 奥 隆至 教育次長 栗原 進 水道部長 福本哲也 総務課長 石田知孝	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 福西広理 議員	4番 伊藤彰夫 議員

川西町議会第3回定例会（議事日程）

平成29年9月22日（金）午後2時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 認定第1号・2号 議案第36号～43号 質疑・討論 採決

(午後 2 時 0 0 分 再開)

議長 (森本修司君) これより平成 29 年川西町議会第 3 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

日程第 1、委員長報告を議題といたします。

去る 12 日の定例会において上程されました日程第 4、認定第 1 号、平成 28 年度川西町一般会計・特別会計決算についてより、日程第 13、議案第 43 号、川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正についての認定 2 件、議案第 8 件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

厚生委員長、今村榮一君。

厚生委員長 (今村榮一君) 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る 9 月 12 日の本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、9 月 19 日に委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、認定第 1 号、平成 28 年度川西町一般会計・特別会計決算について、委員より、保育所措置費、保育所整備補助の財源内訳について質問があり、町当局より、「保育所措置費の財源は、国の負担金、県の負担金、町の負担金、保育料から成っています。内訳としては、措置費から国の示す保険料を引いた額の、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、川西町が 4 分の 1 を負担しています。国の示す保育料と川西町が保護者の方にお願ひする保育料の差額も川西町で負担しています。川西町のお願ひする保育料は国の約 80% の設定ですが、その他にも母子や障害等の軽減措置を設けているため、実績では国基準の約 70% となっております。保育料の約 30% は保護者の方の負担軽減措置として川西町で負担しています。また、保育所等整備補助は、今年、川西町に新設されました幼保連携型認定こども園整備費用の一部を補助するもので、財源は、県補助、町補助となっております。内訳については、保育所部分と幼稚園部分に分かれており、当初予算では、どちらも基準額の県が 2 分の 1、町が 4 分の 1 となっておりますが、保育所部分につきましては、待機児童解消プランの適用を受け、町負担分が 4 分の 1 から 12 分の 1 となり、約 3,300 万円減額できました。基準額 3 億 1,156 万円のうち、県補助額 1 億 6,552 万 9,000 円、町補助額 3,332 万 7,000 円となっております」との説明がありました。

また、委員より、ネウボラについての情報発信についての質問があり、町当局より、「川西町版ネウボラの取り組みは、平成28年9月より開始いたしました。情報発信では、平成28年9月と平成29年9月に川西町版ネウボラを広報に特集記事として掲載いたしました。広報に加え、情報誌（奈良県では「ぱーぷる・ことまま」）の利用、フリーペーパー「パープルmama」、パープルmamaアプリによる子育て支援センターの行事案内、フェイスブック、ホームページの利用など、若い世代を意識した情報発信にも取り組んでいます。「子育て支援ハンドブック」を作成し、妊婦訪問時に子育て支援ハンドブック等を手渡し、川西町の子育て支援を住民の皆さんに説明しています。また、妊婦、赤ちゃん1歳時にその家庭を訪問することで、子育て家庭の孤立や不安の解消、またリスクのより早い発見による虐待等の予防に繋げており、ここまでの訪問を行っているのは川西町だけの取り組みとなっております」との説明がありました。

また、委員より、介護保険事業勘定特別会計の地域包括支援センター業務委託と生活支援体制整備業務についての質問があり、町当局より、「平成27年度から介護保険法が大幅に改正され、これまで以上に地域に根ざした取り組みを実施しながら、センターの機能強化を図る必要があります。川西町地域包括支援センターを平成28年度よりいわれ会に業務委託をしました。まず、役場としてのメリットですが、委託をすることで必要とされる3職種の専門職の確保ができる（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）ということです。行政の視点だけではなく、民間活力を導入することにより、民間を含め、社会福祉法人としての視点からも意見を聴取することができ、困難ケース等の場合、従来の役場内部だけではなく、委託包括と連携した形で対応していくことができ、相談支援等の対応が迅速にできるようになり、役場が本来しなければならない業務についても、忙しくて手が回らなかったが、進めていけるようになりました。次に、地域包括支援センターの評価ですが、介護保険法において、「地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことで、事業の質の向上に努めなければならない」とされております。市町村が事務局となって設置する地域包括運営協議会と連携しつつ、市町村が定める運営方針により運営がなされているか等について点検・評価を適切に行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的な取り組みの充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取り組みを行い、中長期的な観点からも一定の運営水準を確保することができます。業務受託者の自己評価と市町村及び地域包括運営協議会の定期的な点検が入ることにより、市町村の責務と効果的なセンター運営の継続ができるものと考えております。一方、役場側のデメリットとしては、川西町としての方針の意思疎通を図りながら、同じ方向を向く調整をするのに時間がかかっています。これについては、業務を包括支援センターに業務委託しただけではなく、地域包括ケアシステムの構築や地域ケア会議の実施など、地域包括支援センターが地域の核として機能することが求められているため、これまで以上に地域に根ざした取り組みを実施しながら、センターの機能強化を図る必要があります。それには、こ

れまで蓄積した川西町としての考え方や方向性を地域包括支援センターに注入し、指導・助言していく必要があると思っています。今後ますます増大する介護保険事業を遂行していくため、必要とされるマンパワーを効率よく確保していくことが重要であると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。また、地域生活支援事業ですが、平成28年度より生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに設置し、町、地域包括支援センター及び社会福祉協議会等と連携して、地域の高齢者の日常生活のニーズ、地域資源の状況を把握し、定期的に協議体開催を行いながら、地域資源を把握し、足りないサービスの種類と量を確定しつつ、新しい住民参加型の福祉をつくり上げ、地域における人物の発掘や協力体制を構築し、進めているところですので」との説明がありました。

また、委員より、「平成28年度より、デイ、グループホームが指定管理者制度を導入されたが、全体的な評価について」との質問があり、町当局より、「ぬくもりの郷デイサービスセンター及びぬくもりの郷グループホームについては、平成28年度より、多様化するサービス利用者ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、指定管理者による運営としております。役場側のメリットとしては、デイ、グループホームに係る契約事務、賦課、請求、利用状況の把握や、デイ、グループホームの調整会議等職員の人件費や事務削減、そして施設管理費の削減が大きな部分となっております。利用者数ですが、デイサービスについては1日平均利用者数、平成27年度は17.9人、平成28年度は21.8人と、3.9人の伸びを示しております。これは、利用制限の緩和や土・日・祝日を問わない利用契約や相談など、利用者サービスの向上による利用人数の大幅な増加につながったのではないかと見ております。また、グループホームの利用者数ですが、こちらについても1日平均利用者数、平成27年度は8.5人、平成28年度は8.96人と、伸びを示しています。これについても、指定管理者側の努力において、空床期間の縮減による利用者数の増を実現しております。デイ、グループホームに係る介護保険介護事業サービス勘定特別会計においては、必要経費を差し引いたサービス収入のおおむね8割を委託料として支出し、歳入との差額は施設の管理費や人件費に消え、不足分を一般会計等から繰り入れて運営しておりました。しかし、指定管理後は、契約上、運用益収入の2割を納入していただくこととなっております。平成28年度決算では、前年度の赤字分と指定管理後の収入を勘案すれば収入増となり、単純に言えば、一般会計からの持ち出しがなくなり、収入が増えたということになります。今後も指定管理における光熱水費を含めた経費の一層の削減を行いながら、費用負担区分についても精度を向上した上で、効率的・効果的な運営を図っていきたいと思います。次に、役場側のデメリットとして、施設の提供や、20万円を超える施設の修理費用、10万円を超える備品の修理・更新費用が挙げられます。最後に、利用者アンケートの評価についてですが、これについては、ぬくもりの郷デイサービスセンターアンケートにつきましては、指定管理者側においてサービス向上のため自発的に実施されたものでありまして、1回目の実施期間は、平成28年11月

1日からデイサービスを利用された82名を対象として実施し、回答件数44件、回収率は54%でありました。1回目の結果においては、ほぼ8割の方からは満足しているとの回答を得ているが、本人及び家族にも十分な説明を行うなど、アンケートの必要性の理解を繰り返しお願いすることにいたしました。1回目のアンケートの反省点を踏まえ、2回目のアンケートを平成29年7月10日からデイサービスを利用された方86名を対象として実施し、回答件数64件、回収率74%と向上いたしました。ただ、前回の反省点を踏まえ、ケアマネージャーやヘルパーからの情報、送迎時等、利用者の様子や何気ない訴え等に耳を傾け、その都度対応していきたいと考えており、2回目の結果については、サービス全体について満足とされている方が72%、普通と回答された方が11%、やや不満3%、白紙14%と評価されておりますが、少数の不満に感じられている方の要望をデイサービスセンター職員で真摯に受けとめ、話し合いを行いながら、さらなるサービスの質の向上に努めていきたい。また、当該アンケートにつきましては、今後も1年に一度定期的に実施し、利用者ニーズの把握に努めるとともに、よりよいサービス提供につなげていきたいと思っております」との回答がありました。

次に、委員より、「デイサービスについて、利用者増につながればよいのか。利用しない人が増える施策の講じ方について」との質問があり、町当局より、「介護保険事業としてサービス利用をしなくなると健康度が上がるほうがもちろんよいが、サービス利用者増については、絶対的な高齢者人口の伸びもあり、高齢者率も上がってきている。そのような中で、サービスを利用される高齢者の割合が減れば、デイサービスセンターの効果が発揮できるのではないかと期待している」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第1号、平成28年度川西町一般会計・特別会計決算について、承認いたしました。

次に、議案第36号、平成29年度川西町一般会計補正予算について、議案第37号、平成29年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第38号、平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算については、いずれも提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第42号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第43号、川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正については、いずれも提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、その他、提出議案以外について、委員より、山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況についての質問があり、町当局より、「まず、おおまかな流れとして、新ごみ処理施設につきましては、平成35年度中の稼働を目標とし、平成28年度から平成31年度の4年間で、奈良県条例に基づき環境影響調査を行いまして、その結果問題がなければ、次に都市計画決定を行い、新ごみ処理施設を建設していくこととなります。新ごみ処理施設については、平成29年3月10日付で土地の

所有者である天理教と借り受ける天理市との間で土地賃貸借契約、及び天理市と広域環境衛生組合との間で土地転貸借契約の締結が行われました。契約期間は60年間となっており、賃貸借料は年間2,297万5,000円となり、この土地に係る固定資産税及び都市計画税を含め、これを支払います。ただし、ごみ処理施設の建設工事の着工日、平成33年度までの賃借料は、半額となっています。また、今年6月に山辺・県北西部広域環境衛生組合・新ごみ処理施設整備検討委員会が設置され、いわゆる有識者会議ですが、その目的として、平成29年3月に策定された新ごみ処理施設整備基本計画に基づき、新ごみ処理施設の基本仕様、新施設の建設及び運営に係る事業手法について必要事項を検討します。今年度中に五、六回の委員会を開催し（既に2回開催済み）、平成30年1月下旬にはパブリックコメントを実施しまして、年度末に当組合管理者に答申される運びとなっています。また、5月29日の首長の運営協議会の中で、山添村より、これまでは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに参加とされていましたが、資源ごみにも参加したい旨の申し出があり、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更が必要となりますので、12月議会に上程させていただき予定をしております。今後も組合議会などで決定したことなどがあれば、逐次報告させていただきます」との回答がありました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質疑及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることをお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしましての委員長報告といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（森本修司君）　　続きまして、総務建設経済委員長、松本史郎君。

総務建設経済委員長（松本史郎君）　　議長の御指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成29年9月15日に開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、決算の状況につきまして、認定第1号、平成28年度川西町一般会計・特別会計決算についてであります。

委員より、債権管理課設立に係る成果、税収の伸びや滞納者数について質問があり、当局より、「平成27年度に1,446万9,197円、平成28年度に1,572万8,725円の過年滞納額を縮減し、平成26年度に1,760万円あった現年滞納額を、平成27年度では980万円、平成28年度では956万円に抑えた。また、複数課に滞納がある滞納者115名の債権を一元化して管理し、滞納者の納付意識の向上に努めている。なお、115名の選択については、事務量等を勘案し、115名程度が妥当と考えた。そして、各課の徴収担当者が効率よく徴収事務を行えるよう、各課に支援を行い、徴収意識の強化に努めている」との回答がありました。

続いて、委員より、特定滞納者として設定する人数並びに完納後の納付指導及び

分納誓約に係る督促状について質問があり、当局より、「当分の間、115名という人数で固定していきたい。完納者には、以後、担当課での納付指導は行うことにしている。滞納者には悪質ばかりでなく困窮者もおられるので、ケース・バイ・ケースで納付指導を行っていく考えである。分納誓約に係る督促状については、地方税法上誓約があるので、送付せざるを得ない」との回答がありました。

次に、委員より、「人件費の減少に関して、職員費の減少となっているが、早期退職者の退職原因を把握するなど、職員の不満を聞ける仕組みづくりをしてはどうか。また、専門的な職員の雇用を行い、仕事の効率が落ちないように取り組むべきではないか。また一方、専門職の雇用にこだわらず、一般職員が専門的な知識を得ることができるよう、職員の育成に取り組んではどうか」との質問があり、当局より、「職員の意見は、年に1回、自己申告として思いを述べる場を設けるなど、体制を整えている。今回の早期退職者については、自己都合によるものであると把握している。職員雇用については、本町で不足していると考え土木の専門職員の雇用を考えており、今後の効率的な業務の推進に努めていく考えである。また、職員の育成については、可能な限り三、四年で異動させるなど、多くの業務を経験させるよう、将来に向けた取り組みを行っている」との回答がありました。

続いて、委員より、「実情と違う残業はないか。平日における時間外勤務と休日の時間外勤務の扱いはどうなっているのか」との質問があり、当局より、「残業を行う場合は、理事、総務部長、担当課長などの許可が必要となり、管理体制ができていることから、実績と違う残業はないと考えている。また、平日における残業については手当で支給となっているが、休日出勤については、勤務時間に応じて半日または1日代休への振りかえが基本となっており、時間給手当を支払うことは少ない状況である」との回答がありました。

次に、委員より、エネルギー施策としての再生可能エネルギーの活用の取り組み、町としての政策判断について質問があり、当局より、「太陽光や風力は、発電効率がよくないと言われていています。その中で、国では固定買い取り等の支援、また、県は設置補助金制度等がありますが、町としては公共施設で活用できる土地や屋根については検討するが、民間活動に対しては補助する必要はないと考える」との回答がありました。

また、委員より、「電力の契約について、27年度決算で1,000万円の減、28年度も前年度と比較して1,000万円の減となっており、功を奏しているが、経費節減に当たる電力問題とエネルギー問題の取り組みをどう判断するのか」との質問があり、当局より、「電力を購入するときは、電源の構成を考慮して、自然電力を使用しているなど、原子力を使っている電力会社以外から購入したほうがよいという御意見であると思うが、本町は電気代節約のために入札をしている状況である。自然エネルギーを使った発電は、雨天時等で安定供給ができない問題があると考え。また、自然エネルギーの推進により、太陽光発電の買い取り価格の転嫁が各家庭に重くのしかかっている現状もあり、国が分析して検討していく必要がある

と考える」との回答がありました。

続いて、委員より、「コミュニティバスについて、月平均711人と、前年度比較で増加してきているが、経年比較して落ちついてきている状況にあるのか。また、移動手段確保に向けての方策について」との質問があり、当局より、「高齢化が進む中、午前中の利用が多く、住民の生活の足となってきている。10月から天理市乗り入れにより、本町コミュニティバスと結節を図る。また、デマンドタクシーについては調査中であるが、地域公共交通会議で議論・検討いただく予定である。また、コミュニティバスの町外施設への運行施策も検討していく予定である」との回答がありました。

次に、委員より、「町内防犯灯のLED化を進めているが、今後の状況と自治会管理の防犯灯に対する補助金について」との質問があり、当局より、「平成28年度は役場から結崎駅までの間、平成29年度からの3年間で町内の通学路のLED化工事を行う予定である。また、役場所管の街灯については随時LED化を進めているが、自治会所管の街灯の交換費用については、補助率も含め、今後自治連合会と相談したいと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、商工会補助事業の内容及び商工会に事業を委託して一定の補助をすることについて質問があり、当局より、「事業を特定していない。商工会決算に基づき支出しているが、今後、事業について商工会と協議していく。また、連合会補助金、県の補助金、町の補助金で成り立っているのが現状。連合会、県の補助金は縮小傾向にあるが、どのような基準で補助金額を算出されているのか不明である。川西町としては、地元の企業育成、商工会の発展から一定の補助が必要と考え、一部人件費に充てられるように支出している。商工会職員数についても確認していかなければならない。また、町の底上げのために商工会に協力してもらわなくてはならないため、単純に事業に補助するものではないと考える。時間はかかっているが、調査し、協議していく」との回答がありました。

続いて、委員より、「地域活性化の取り組みとして、企業立地奨励金は一定規模の企業に投下しているが、個人が起業された場合の奨励金や、住民の雇用が生まれた場合の雇用奨励金の取り組みが地域活性化につながると思うが、このような取り組みについてどう考えるか」との質問があり、当局より、「経済的波及効果や税収及び雇用増の観点から判断するには、一定基準の目安が必要と思う」との回答がありました。

さらに委員より、「商工会会員の中で建築一般業種が2割を占めている。家のリフォーム関係については、主に地元業者に発注している。地元業者を使った場合、上限額を決めてリフォーム補助制度をつくることにより、経済波及効果が出ると思うがどうか。また、経済波及効果の取り組みを検討することについてどうか」との質問があり、当局より、「国全体のレベルから見れば、経済的波及効果があると思うが、本町の場合は経済的波及効果は薄いと思う。特定事業者への補助金と捉えられるおそれもあり、補助金は検討しない。しかし、地域活性化は必要と考えるので、

町が実施する公共工事については、地元事業者の育成の観点から、地元業者を使っ
ていただく形で指導している。ただし、入札による競争性を担保した上で」との回
答がありました。

さらに委員より、「小学新1年生に今年制服の支給がなされたが、今後、中学生
に対する支給はどのように考えておられるのか」との質問があり、当局から、「中
学校については三宅町との組合立であり、調整が必要となる。これからいろいろな
声を聞かせていただき、判断してまいりたいと考えているので、いましばらく時間
をいただきたい」との回答がありました。

次に、委員より、「庁舎外壁の汚れが目立ち、また、タイルがはがれてきている
ように見受けられるが、修理は考えていないのか」との質問があり、当局より、
「以前、庁舎外壁の清掃を検討したが、工事費が高額であったため、まず住民の福
祉施策などに経費を投入すべきと考えた。また、清掃時に高圧洗浄機を使用するこ
とで、一部タイルがはがれてしまうとの報告もあったことから、実施自体は検討中
である。今後も引き続き関係各位と相談の上、検討していきたい」との回答があ
りました。

次に、委員より、子育て支援における学校給食費に対する手だてについて質問が
あり、当局から、「子育て支援については、総合的に見ていきたい。いろいろな支
援の方法がある中で、学校給食費もその一つである。現在負担していただいている
のは食材費だけなので、その分については御負担願いたい」との回答がありました。

また、委員より、「現在、放課後子どもの居場所づくりとして学童保育があるが、
学童保育も定員が決められている。オーバーした場合の受け皿はどのようにお考え
か」との質問があり、当局より、「制度上、放課後子ども総合プランの居場所づく
りとして、放課後子ども教室もあり、学童保育もある。教育委員会では、放課後子
ども教室の一つとして放課後勉強会を開催している。勉強会は10月から小学校で
開催する予定であり、その状況も見ながら、子ども教室の実施等について学校と協
議していきたい」との回答がありました。

また、「子どもセンターにも子どもがたくさん来ている。少ない職員の中で子ど
もに勉強まで教えるのは職員に負担がかかる。子どもセンターの役割とは」との質
問があり、当局より、「子どもセンターは、勉強を教えるのではなく、遊び、宿題
をする場などの居場所づくりとして位置づけている」との回答がありました。

次に、委員より、「繰り上げ充用金と住新組合からの返戻金との関係において、
差し引きが返戻金を上回るのはいつごろか。差し引きが上回った時点で町費の持ち
出しが相殺されてなくなるのか。また、試算すると、住宅新築資金等貸し付けの回
収率が80%ぐらいとなり、町税の徴収96～97%と比べると開きがあるが、ど
のように思っているのか」との質問があり、当局より、「見込みとして平成34年
に上回ると試算しており、この時点で町費の持ち出しは相殺されると考えている。
また、回収率は92～93%と認識している。通常、住宅ローンは、返済能力等を
審査して貸し付けを行うが、住宅新築資金等貸し付けは事業協力者に対する貸し付

けであることを考慮すると、問題がない回収率であると考えている」との回答がありました。

続いて、委員より、住宅新築資金等貸付事業の回収状況を説明する時期について質問があり、当局より、「現在は住新組合に委託している状況にある。通常返済分が平成34年ごろに終了し、それ以後は滞納分のみになる。また、平成32年に住新組合の脱退を予定しており、以後は本町独自の回収を進めることになるので、この時期には報告が必要であると考えている」との回答がありました。

次に、委員より、下水道の管渠等の老朽化について質問があり、当局より、「今年度に町内の下水道施設の現状を調査し、下水道ストックマネジメント計画を作成する。それに基づき来年度以降に長寿命化計画を作成し、随時更新していく予定である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定1号、平成28年度川西町一般会計・特別会計決算における当委員会所管分については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号、平成28年度川西町水道事業会計決算についてであります。

委員より、磯城郡広域化の進捗状況について質問があり、当局より、「今年度は現在まで作業部会を3回、磯城郡3町長も構成員である磯城郡水道広域化推進協議会を4月10日に開催した。来年度以降の磯城郡水道広域化準備室の設置に向け、作業部会を毎月、推進協議会を2回開催する予定である」との回答がありました。

続いて、委員より、「水道事業を行政サービスの一つとして捉えているのか。また、そうであるなら、基本料金を廃止してはどうか」との質問があり、当局より、「普及率がほぼ100%であり、一般行政サービスとほぼ同じと認識している。しかし、水道料金については応益負担の原則を守り、独立採算制を維持していきたい」との回答がありました。

さらに委員より、水道料金の抑制について質問があり、当局より、「人口の減少以上に、配水量が落ち込んでいる中での県水直結による全配水量県水転換もその一環である。今後、磯城郡広域化、県全域の水道事業の統合においても一定の効果があると認識している」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、認定第2号、平成28年度川西町水道事業会計決算については、提案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第36号、平成29年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、「バイトを雇用するということは、人員不足ではないのか。職員数が限界となっているのではないのか」との質問があり、当局より、「今回のバイトの雇用は、総務課及び総合政策課の一部業務を行っていた職員の年度途中の退職に伴うものであり、人員不足という認識はない」との回答がありました。

また、委員より、「遊具整備において、28年度より3カ年計画で進めているが、3公園について本年度に前倒しして実施するのか。また、歳入についてはどのよう

になるのか」との質問があり、当局より、「来年度予定の8公園のうち3公園を、地元等の要望等によって前倒しするものである。歳入は社会資本整備交付金であるが、最終的な交付額が確定していない。本年度は2,000万円の枠があり、基本的にはその補助枠内で行いたいと考えている。なお、残りの5公園については、今年度に交付されなかった交付金を充当する予定である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第36号、平成29年度川西町一般会計補正予算については、提案どおり認定いたしました。

議案第39号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第40号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、以上2議案については、提案どおり承認しました。

議案第41号、川西町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、「今回の川西町体育施設条例の一部改正において、今回の改正の対象となる体育館以外の体育施設についてはどのようになっているのか」との質問があり、当局より、「今回の改正は、町内体育施設のうち、有料施設としている体育館を対象としている。従来からの下永体育館に加えて、中央体育館と梅戸体育館の2施設を追加したもの」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第41号、川西町体育施設条例の一部を改正する条例については、原案どおり認定いたしました。

以上が当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。今般の議会に上程され、今し方、総務・建設経済並びに厚生両常任委員長から報告されました2本の認定案と、議案第36号から43号までの8本の議案に対する討論を行います。

初めに態度表明であります。2本の認定案であります28年度の川西町一般会計・特別会計決算と、同じく28年度の川西町水道事業会計決算につきましては反対、あとの29年度の一般会計、それから国保と介護保険の特別会計の各補正予算案並びに5本の条例案に対しましては、いずれも賛成するものであります。

なお、認定第1号の決算案であります。一般会計と6本の特別会計が一くくりになっていきますので、1号認定案全体としては反対ということになります。このうち後期高齢者医療、介護保険の事業勘定とサービス勘定、下水道の4本の特別会計決算については認定することを申し添えておきます。

一般会計決算についてであります。

当該年度もそうでありまして、みんなが期待するところの景気回復に関しては、その兆しは到底見えてこなかったと言っても過言ではない状況でありまして、景気の低迷からは依然脱し得なかったのが実際のところでありました。本町財政にとりましても、税収を中心にその影響は否めませんので、つまるところ、打つ手としましては、地域経済の活性化策を中心に、住民生活応援に資する取り組みをどれだけ展開していくかが、求められている今日的な政治の役割であり、務めにほかなりません。

とりわけ住民の皆さんの一番身近に存在する行政であるところの川西町としましては、その暮らしを全面的にバックアップして、経済的困窮者の皆さんにあっては、その負担が少しでも和らぐよう手だてを講じることが求められている責務と心得ねばなりませんし、経済波及効果が地域の中で生まれるような取り組みをこつこつこなしていくことに尽きると存じます。

こうした背景の中、予防保健事業には、独自策も含めまして、引き続き子どもや高齢者などへの各種ワクチン接種に取り組み、加えて、この年の8月から子どもの医療費助成が通院も中学校卒業までに対象が拡大され、義務教育終了までの入通院に係る子どもの医療費が補助対象として確立されました。この件に関しましては、長年にわたる関係各位の努力のたまものとして高く評価するところであります。また、9月からネウボラの取り組みも始まり、子育て支援策の取り組みの前進には大きく寄与しているものとして評価するところであります。

議論の渦中にある問題としましては、病院窓口での負担が不要となる現物給付化の取り組みですが、この件に関しては、来年4月から、これまで国が課していた就学前の子どもに対しての国庫負担を削減するという実施自治体に対するペナルティの廃止を決めたことから、その実施を拒む理由が消滅しましたので、町長御自身も策としては対応したい旨、審議を通じてお述べであります。あとはシステムの問題ということでありましたので、関係の皆さんの引き続き努力で実らせることを引き続き求めるものであります。

また、結崎駅周辺整備が向こう5カ年の計画で手がけられました。駅舎については橋上駅から平面駅へと練り直され、駅舎部分に関しては、金額が当初の計画の5分の1程度におさまることととなりました。周辺整備に関しては、ニーズの把握化が行われ、おおむね概要ができ上がってきているところであります。町の東西動線の要になっている駅南北の踏切道の拡幅化を一連の取り組みの出発点として、これをどう仕上げていくのかが問われていますが、駅舎に係る設備と県道を除く町内の踏切道の維持費を今後負担し続けていくこととあわせて、その効果と

目的、果たされる役割等々を見定め、決する取り組みとなるでしょうから、利用状況等からも推察し、最小限の負担にとどめるべく、全体像を凶られんことを求めています。

また、教育対策では、クーラーの設置にめどが立ちました。引き続き中学校への整備、また高等教育等への学資の手だて、これらは総合的な取り組みとして子育てとも絡む問題ですが、一連の取り組みに加え、給食費の無償化に向けた手だて等々の充足と創設が残る課題として議論の渦中にあります。いずれの問題も全国的にも検討され、充足が始まっている問題であります。国策とも絡みますが、自治体の取り組みが国を動かす問題は決して少なくありません。ふさわしい取り組みとして発展するよう、でき得る手だてを惜しみなく打っていこうではありませんか。

災害対策では、避難等に関して日常的に周知し、住民各位が必要な避難物資等、日ごろからの備えが常態化できるよう、積極的な役場のイニシアチブが求められていると存じます。引き続きその充足を求めるものであります。

町長は、審議を通じて、エネルギー政策についてのコメントを避けられましたが、町の管理施設や街灯などの計画的なLED化が現に進められています。この分野では、国がベースロード電源に原発を置いている以上、自然エネルギーへの切りかえは前途多難な面は否めませんが、人類の知見からしますと、国がどれだけ熱心に原発の安全性を保障しようとも、原発を運転すれば必ず生み出される放射性廃棄物の処理方法を持っていないのが人類の今日的な到達点である以上、原発との共存はあり得ませんから、再生可能エネルギーへの切りかえは避けられません。この点では、本町も太陽光パネルの設置に向け、屋根貸し事業にも着手していますが、それにとどまることなく、一層の普及に向けて手だてを打つ必要があるものと存じますし、経済対策とも絡む取り組みとして、住宅リフォームや町内の各家庭の電源に、今後ますます技術の発展が見込まれる太陽光など、再生可能エネルギーへの転換の促進に資する取り組みとともに、自治会街灯のLED化に対する手だても講じられんことを求めるものであります。

住宅政策では一定の答申が既に出されておりますが、LGBTなど性的マイノリティーの問題も含め、若年層にも着目し、新婚向けなど新たな需要の拡大に向けて施策を展開されんことを求める次第であります。

また、ごみの減量化は、避けて通ることのできない大事な課題であります。新たな処理工場の建設に向けた一部事務組合が立ち上がっていますが、ごみの減量は、どれだけ資源化に取り組むかにあることは言うまでもありません。現行の資源化に加えて、その範囲を広げることに着手し、廃棄ごみの減量に努めることを改めて求めるものであります。

また、竹村町長が力点を置かれている取り組みに、人件費の削減の問題があります。効率的に職員を配置し、無駄なく運営していくことで生まれる経費を住民施策に充当し、生かしていきたい旨、審議を通じてもお述べであります。これにはもろ手を挙げて是とするわけにはまいりません。自治体は、民間事業者とは違いまし

て、営利を目的に活動している組織でないことは改めて言うまでもありませんし、ものづくりをしているならば、人件費も含めコストに換算して、いかに無駄を除いて合理的に云々という話もわからんでもありませんが、公務員は、全体の奉仕者として、その務めを全うすることに責任を負っているのでありまして、言うなればマンパワーが絶対的に必要でありますし、本町のように規模の小さな組織になればなるほど、人員の非合理的な運営は避けられません。そこを無駄と見るのか、それともマンパワーとしてそれを生かして、一層住民に対して目配りをし、願いと声を酌み取って、それに応える、まさに身近で役立つ行政として存在するのか。それは、職員配置の問題ではなくて、そのノウハウを発揮する姿勢にあると心得ます。ここは町長とは意見を異にする問題ですが、公務員の公務員たるゆえんを理解し、必要な人員を配置しながらも避けられない腐敗が起こるのであれば、それをマンパワーとして生かし切れれば、全体の奉仕者たるゆえんが貫かれることに相違はありません。ぜひ再考されんことを申し上げる次第であります。

以上、川西町らしさを生かした取り組みには、住民の英知の結集は不可欠です。町長も相違ないものと存じます。そういう意味では、幸い本町の規模は恵まれていると心得ます。同時に、見てまいりましたような一連の取り組みを進めていく上で本町の財務力と体力は十分に備わっているものと判断いたします。これらを存分に発揮して、町長が出席するタウンミーティングなども積極的に取り組まれ、住民の意に沿い、願いに応える、身近で役立つ川西町としてますます力が発揮できるよう、次年度以降の予算編成に生かされんことを求めまして、本認定案につきましては反対するものであります。

次に、国民健康保険特別会計についてであります。

国保の制度は、そのものが国民皆保険制度を保障する大本にある取り組みでありまして、これがあるからこそ、必要なときに必要なだけ、安心してお医者さんにかかる仕組み上の根幹をなすものにほかなりません。求められるは、言うまでもありませんが、中身の充実そのものであります。現在この制度は、それぞれの市町村の取り組みから都道府県での一本化に向け、事務作業が進められておりまして、次年度の予算編成に向け、県からの打診を待っているという状況であります。

今般もそうでしたが、国保など各特別会計の保険事業の議論では、その負担をどう見るのか、ここが常に問われている問題でして、保険であって福祉の制度ではないというのが専らの答弁であります。確かに福祉の制度ではありませんが、そもそも国保は、単なる保険ではなくて、社会保障としての制度的保障のあらわれだということでもあります。ですから、医療保険ではありますが、全て国民が、全国どこで暮らしていても医療保険証1枚でお医者さんに診てもらえる皆保険制度として貫かれているわけでもあります。

本町国保の特徴は、御承知のとおり、法定減免の対象者の加入割合は6割を超えてきています。年を追うごとにこの率は高まってきているのが実態です。こういうもとで、来年から始まる国保の県単位化による新たな保険料率で賦課しても、果た

してそれが払えるのか。支払い能力を超えた負担にならないという保証はどこにもありません。実情は認めるとしながらも、県から示されるであろう標準保険料率で賦課していくとのことでもありますから、新たな滞納の発生も含め、負担増が大きく懸念される問題であります。また、収支の均衡に向け、歳入不足の補填には基金の取り崩しはあっても、低所得者対策として保険料の一律の1万円引き下げ等に充てることには否定的でありまして、負担が偏らないように全体を見て対応したいとは言いながらも、具体的な手だては打たれておりません。

いずれにしても、これらの分野で何らかの手を打つ以外には、加入者の傾向からして、その負担増を防いでいくすべはありません。議論は平行線ではありますが、ここは住民の支えとなる町としての権能を存分に発揮し、他会計からの繰り入れも念頭に置くべきと心得ますし、とりわけ住民税非課税世帯など低所得者対策として、保険料や医療費の負担軽減に向けた手だてを具体的に講じることを改めて求めまして、本認定案に対しましても反対するものであります。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計についてであります。

事業の中身を精査し、その進捗と今後の見通しについて、その説明をいつするのかがこの間の議論の中心点であります。今般の議論を通じ、ほぼ町からの償還にはめどがついてまいりまして、これからは返戻金と翌年度からの繰り上げ充用金との差し引きが平成34年には逆転して、マイナスからプラスに転じることです。同時に、順当に返済されている分も終わりますので、あとはちょっとずつ入ってきている分と、返済が滞り、事実上の焦げつきが残るという状況にあります。この件数には当該年度でも動きはありませんでして、ほぼ固定したものと見てよいと思いますが、貸付金の回収率は九十二、三％という状況であります。町長もこの率をどう見るかについては、ちゃんと回収されているレベルと見るとのことです。ということは、もういつでも住民に対して「かくかくしかじか、こうなってますねん。回収率も九十二、三％と順当に回収してまいりましてん」と、きちんと説明できる状況にあるというのが、議論を通じての到達点と理解しております。ということは、きちんと説明のもと、財務処理に当たられるのが筋と心得ますので、それらが不履行のままの変則的な会計処理による本会計の運営につきましても、引き続き認定しかねる次第であります。一日も早く説明をなされんことを改めて重ねて求めておきます。

あとの後期高齢者医療保険特別会計から公共下水道事業特別会計までの各決算認定については、いずれも賛成いたしますが、後期高齢者医療保険も国保同様に、負担軽減策に着手するべきと存じます。今般は直接の議論は重ねませんでした。町長御自身も、住民税非課税世帯などが置かれている現状に関しては、軽減策に対する思いは馳せている旨、以前にもお述べですので、ぜひ実情に照らして実施に踏み切られんことを申し述べる次第であります。

また、介護保険におきましても同様に、制度上、保険料の負担がサービス量に比例して膨らまざるを得ませんので、料金改定のたびに引き上がる、仕組み上の構造

的な問題を常に抱えています。制度を熟知し、職員と住民の英知を結集して、すべを講じる道の探求とルールそのものの改善がなされん限り、解決を見ることはありません。ならば、この分野では町長もともにその道に乗り出されんことを申し添えるものであります。

次に、認定第2号の水道事業会計についてであります。

当該年度は、本町が浄水する最終年度となった年であります。現在は、原水を100%県水で確保することとなり、本町の水道事業の一つの転換として、無事に歩みを進めているところであります。いずれにしても、安価で安全で安定した供給が求められていることには変わりはありませんし、当該事業の目的が単なる水道水の供給にとどまらず、福祉の増進に努めることも変わることのない取り組みであります。この観点をおろそかにすることなく、事業の推進に当たられんことを引き続き求めるものであります。

当該事業は、特別に設けられた公営企業としての取り組みではありませんでして、本町の町域の隅々まで行き渡り、全住民が等しくサービスを受ける取り組みとして推進・維持されてきているところであります。したがって、一般行政サービスと何ら変わることはない水準で供給できるサービスでありますので、そういう意味では特定の取り組みは何もありませんし、この点は町長とも意見の相違はありません。理屈の上では、ここに一般財源を投入しても、公平性の観点を欠く問題が生じる余地がないことは言うまでもありません。あとはそれをいかように判断するか否かでありまして、議論は平行線の域を出ませんが、料金体系における基本料金の撤廃を引き続き求めるものであります。

今も触れましたように、もはやこの水道事業は、一般行政サービスと同様に、本町に居住する全住民が等しく利用できるサービスにほかなりません。本町水道料金は、従量制により使用量に応じて徴収する仕組みになっておりますので、これにより料金収入として固定費として徴収するべく、それに加える形の基本料金の設定は不要と心得ます。その工面は多方面に及びますが、積年の事業の取り組みによる内部留保資金の活用も可能でありますし、他会計からの繰り入れも決して不可能ではありません。冒頭にも触れましたが、公営企業法では、住民福祉の増進に努める旨、明記されていることから、こうした観点に立った事業へとその取り組みを改められんことを引き続き求めまして、本認定案につきましても反対するものであります。

次に、議案第36号からの補正予算案3本、39号からの条例改定案5本については、いずれも賛成するものであります。一般会計の補正では、人員不足を補うべく、アルバイト職員を雇う措置がとられております。決算でも触れましたが、人件費の縮減に向けて職員配置をどう見るかについてであります。基本、現状の人員で余剰がないから、今般の代替人員確保につながっているものと察します。年度途中の配置がえは無理が生じることからの対応とのことではあります。町長は、職員数にあっては、合理性の観点から、まだ削減は可能との思いを強くお持ちのようではあります。公務員の職務はものづくりをしているわけではありませぬので、単

純にコストに転嫁できるものでないことは何度も触れているとおりでありますし、先ほども触れましたが、規模の小さい組織ほど、非合理的な配置を余儀なく迫られることも避けられません。ここは不都合として捉えるのではなく、仮に合理性に欠く配置になったならば、それは、その分を住民に対してより一層の目配りに努めれば済む話ではありませんか。むしろ職務を通して住民との距離を縮めることで、小規模組織ならではの取り組みができるというものであります。

行政の取り組みは、住民との距離が幾ら近くても、問題が生じることは決してありません。そのほうが逆に風通しもよくなって、よりきめ細かな住民サービスの提供へとつながる問題と心得ます。また、この風通しの問題は、組織内においても全く同じことでありまして、職員が上の顔色をうかがいながら仕事をこなすようなことがあってはなりません。個々人の持つ能力には違いが生じて当たり前ですし、そのキャパを埋めることなど、たやすくできるものでもありません。そこはケース・バイ・ケースですし、適材適所でのスムーズな配置は、一定規模以上の組織でもなければできないものでもありませんので、小規模組織の宿命と受けとめるべきと心得ます。自治体職員として同じ経済社会を生活している同じ人間でありまして、そこから来るストレスや悩みも当然同様に抱えることでもありましょう。こういうときにこそ、風通しのよしあしが事の性質を大きく左右していくことにつながりますので、全体の奉仕者としての務めが存分に果たせるよう、常に住民に雇われている公務員としての自覚を養い、我々もそうですが、住民目線に立って、その声に耳を傾け、意に沿い、願いに応えるべく、日々取り組みの改善に精進されんことを申し添えるものであります。

以上、本定例会に上程されました認定案2本、議案8本に対する討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） それでは、認定2件、議案8件について、全て賛成の立場で討論いたします。

認定第1号、平成28年度一般会計・特別会計決算について。

まず、一般会計決算では、歳入歳出の実質収支額は2億461万70円の黒字となっており、収支の状況及び経常収支比率、実質公債費率、将来負担比率などの財政指標の面からも良好であり、また、子ども・子育て、教育、医療、介護、福祉を初め各事業に適切に執行されており、平成28年度一般会計決算は、健全な財政と判断し、承認いたします。

特別会計の国保、後期高齢者、介護、介護サービスの4つの会計については、厚生委員会においても慎重審議を行っており、国保における特定健診事業や繰入金の状況など問題はなく、各会計の決算については適切に処理されているものと考えます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計については、実質収支額はマイナスとなってい

ますが、これは、翌年度歳入繰り上げ充用金として処理されますので、会計処理上何ら問題はありませぬ。住宅新築資金の滞納債権については、現在、住新回収組合に債権回収を委託していますが、委員会報告にもありましたように、平成32年度からは本町独自に回収を進めることとなりますので、それまでの間は回収が不能かどうかは未定であり、住民に対しても未確定なことは伝えるべきではないと思ひます。また、債権放棄などの最終的な判断は、現時点では控えるべきものと考えます。

したがって、現段階でとり得る会計的手段としては、繰り上げ充用が最も適当であると判断できますので、平成28年度住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定に賛成いたします。

公共下水道会計につきましては、実質収支はマイナス約8,500万円となっていますが、地方公営企業法が適用されたことに伴い、企業会計へと引き継がれ、適正に処理されています。一般会計からの繰入金につきましても、住民の料金負担のバランスから考えて適切なものであると考えます。

したがって、公共下水道会計についても承認いたします。

以上のことから、認定第1号、平成28年一般会計・特別会計決算については、賛成いたします。

次に、認定第2号、水道事業会計決算について。

水道事業は、地方公営企業法により、事業運営に要する費用を独立採算制の原則に基づき、水道料金については税金によらず、応益負担の原則を守り、事業収入をもって充てるとされています。平成28年度決算については、収益的収入及び支出の会計については黒字で、適切な収支となっています。資本的収入及び支出の会計については、水道事業を維持していく上で欠かすことのできない支出であり、収入の不足分は過年度損益勘定留保資金等から補充されており、適切に会計処理されていると認められます。

したがって、認定第2号、平成28年度水道事業会計決算の認定には賛成いたします。

次に、議案第36号の平成29年度一般会計補正予算は、歳入では前年度の繰越分を補正計上し、歳出では新たな補助金や交付金により、必要な新規事業が追加されており、評価すべきものであると考えられますので、承認いたします。

議案第37号、38号の平成29年度特別会計補正予算は、精算的なものであり、これも問題なく、承認できます。

以上、平成29年度補正予算案3件については、全て賛成いたします。

議案第39号から第43号の条例の一部改正案5件につきましては、法律等の改正による条例の一部改正のため必要なものであり、全て賛成いたします。

以上で私の賛成討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入

ります。

お諮りいたします。

認定第1号について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定することに決しました。

お諮りいたします。

認定第2号について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり認定することに決しました。

お諮りいたします。

議案第36号から議案第38号までを一括採決いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号から議案第38号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。続いて条例関係に移ります。

お諮りいたします。

議案第39号から議案第43号までを一括採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号から議案第43号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。以上をもちまして、定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務・建設経済委員会及び厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましても、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長（竹村匡正君） 平成29年川西町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組むとともに、1期目に引き続き、行財政改革の手綱を緩めることなく効率的な役場運営に取り組むことで、更なる住民サービスの向上を目指していく所存でございますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（森本修司君） これをもちまして、平成29年川西町議会第3回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後3時25分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年9月22日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
認定第1号	平成28年度川西町一般会計・特別会計決算について	9月22日	原案認定
認定第2号	平成28年度川西町水道事業会計決算について	9月22日	原案認定
議案第36号	平成29年度川西町一般会計補正予算について	9月22日	原案可決
議案第37号	平成29年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
議案第38号	平成29年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
議案第39号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	9月22日	原案可決
議案第40号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	9月22日	原案可決
議案第41号	川西町体育施設条例の一部改正について	9月22日	原案可決
議案第42号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9月22日	原案可決
議案第43号	川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について	9月22日	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	9月12日	原案推薦
同意第4号	副町長の選任について	9月12日	原案同意
同意第5号	川西町教育委員会委員の任命について	9月12日	原案同意
同意第6号	川西町教育委員会委員の任命について	9月12日	原案同意